

2 土砂災害

土砂災害の多くは、台風や前線等による豪雨に誘発されるものが多く、近年、都市化の進展に伴う土地利用の変化等によって、土砂災害の発生が目立っています。平成26年8月の豪雨において広島市では大規模な土砂災害の被害が発生しています。

本市では、平成9年に土砂災害による人的被害も発生しています。また、大雨による土砂災害とともに、阪神・淡路大震災では、六甲山系等で地震による土砂災害も発生しているため、今後も警戒が必要です。

- 土砂災害警戒区域・・・土石流等が発生した場合に、人家が存在し、若しくは将来住宅等が新規に立地する可能性があると考えられ、住民等の生命または身体に危険が生じる恐れがあると認められる区域を言う。（通称：イエローゾーン）

宝塚市内における土砂災害警戒区域の指定箇所数（兵庫県令和7年6月27日時点）

市内全域 289箇所

- 土砂災害特別警戒区域・・・土砂災害警戒区域の中でも建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危険が生じる恐れがあると認められる区域を言う。（通称：レッドゾーン）

宝塚市内における土砂災害特別警戒区域の指定箇所数（兵庫県令和7年6月27日時点）

市内全域 142箇所

第5章 リスクシナリオと脆弱性の評価

1 起きてはならない最悪の事態の設定

基本計画では、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行うことが規定されており、脆弱性評価の実施に必要な「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の再整理が行われています。

脆弱性の評価は、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を想定した上で行うものとされており、国土強靱化基本計画及び兵庫県強靱化地域計画との調和を図るとともに、本市の地域特性を考慮したうえで、6つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして25項目の「リスクシナリオ」を設定します。

【表】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4	被災地での食糧・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	2-6	大規模な自然災害と疫病・感染症・環境汚染の同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
3 必要不可欠な行政機能を確保する。	3-1	市の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない。	4-1	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	4-2	有害物質等の大規模拡散・流出
	4-3	食糧等の安定供給の停滞に伴う、市民生活、社会経済活動への甚大な影響
	4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒

		廃、多面的機能の低下
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能停止
	5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-4	陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2	被災者支援の遅れや、災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
	6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響

2 リスクシナリオに係る脆弱性評価

前記の25項目のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）から、施策・事業の取組状況や現状の改善に係る課題などから、維持又は推進すべき施策の分析について整理します。

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

推進方針	脆弱性の評価
市有建築物の耐震化	地震発生時に、市有建築物の被害を軽減し、市民や利用者の安全の確保や、災害時の応急・復旧業務の継続性を確保する必要がある。
住民自治を基本に市民の防災意識の向上	自助・共助力の向上を図るため、市民、事業者、防災関係機関と連携を図り、避難訓練や講習会などを通じて、一過性の取組とならないよう防災意識の向上を図る必要がある。
市民防災組織の育成	各地区の防災活動のサポートやその活動を担う人材の育成など、自助若しくは市と協働するまちづくり協議会への支援が必要である。
	各地区の防災活動の活性化に向け、防災リーダーを育成する講習会の実施や、市民防災活動組織の支援が必要である。
液状化に関する周知・啓発	地震発生時に、液状化による地盤被害の軽減及び液状化被害リスクの周知・啓発により住宅や公共施設等の被害の軽減を図る必要がある。
ブロック塀の点検、改修、撤去の促進	地震発生時に、道路通行者等の安全を確保するため、市内にある公共施設等に敷設する危険なブロック塀などの撤去等を促進する必要がある。
避難行動要支援者の支援充実	高齢者、障碍（がい）者等の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等の支援を円滑に行うことができるよう、災害時の支援体制を地域に応じて構築する必要がある。
	福祉サービス事業者等との連携・協力体制の充実を図りながら、個別避難計画の作成を進めるなど、地域における支援体制の整備を推進する必要がある。
社会福祉施設等における耐災害性の強化促進	障碍（がい）児者や高齢者が利用する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、対災害性の強化を推進する必要がある。

学校・保育所等の耐災害性に強化促進	子どもの安全を確保するため、認定こども園等の施設の耐震化整備等を推進する必要がある。
民間住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等撤去の促進	地震発生時に、市民の生命及び財産を守るため、旧耐震基準の民間住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。 道路通行者等の安全確保のため、道路等に面する危険なブロック塀等の撤去を促進する必要がある。
被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備	地震発生時、余震等による被災建築物等の倒壊、建築物の一部落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全確保や被害の軽減を図る必要がある。
大規模盛土造成地の規制とマップによる周知	大規模地震などに備え、大規模盛土造成地に対する規制などによって、災害の防止や被害の軽減につなげる必要がある。 大規模地震発生時に起こりうる建物倒壊等の危険性について、住民が正確な知識・情報を持ち、建物の耐震化率の向上につなげられるよう地震ハザードマップ等の普及啓発を行う必要がある。
沿道建築物の耐震化	自然災害発生時の物資輸送時に道路機能を確保するため、緊急輸送道路等沿道建築物の耐震診断を義務化する路線を指定するなど、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。
空家等の対策	適切に管理されていない空家の改善を図り、市民の安全を確保する必要がある。
公園の適正な維持管理	自然災害発生時に、公園を防災拠点や避難地として安全・確実に活用できるよう、公園の各種施設について適切な維持管理を行う必要がある。
学校施設の安全対策	地震等災害発生時に、児童生徒の安全確保と学校施設の被害を軽減するため、安全対策を推進する必要がある。
学校における安全教育の充実	児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるように、小中学校における実践的な安全教育・防災教育が必要である。
市町村消防の広域連携	自然災害発生時に、市民の救出救助活動が円滑に行われるよう、隣接市町の消防と連携する体制を整備する必要がある。
消防団の活動強化	消防団を中心とした地域防災力の強化に向け、大規模自然災害に対応するため、防災資機材の充実や消防団の安定した活動を確保するなど効果的な取組を支援する必要がある。

	る。
救急救命士の養成・能力向上	<p>自然災害発生時に救急救命活動を的確に行う体制を強化するため、救急救命士を計画的に養成する必要がある。</p> <p>救急救命士の処置できる特定行為が拡大されたため、緊急時に拡大された特定行為の処置ができる救急救命士の養成が必要である。</p>

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

推進方針	脆弱性の評価
防災拠点の整備と避難地等の指定	<p>地震発生後に、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から住民等の安全を確保し、避難することができる広域的な避難地の確保等が必要である。</p> <p>広域避難地や後方支援活動拠点として、災害時の安全・確実な避難を支援するための施設指定、整備支援が必要である。</p>
緊急交通路等の確保	災害発生時における救助、救急、消火、医療の諸活動及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施できるよう緊急交通路等を確保する必要がある。
平時の環境保全を基本に大規模火災(林野火災)発生時の体制確保	平時の環境保全はもとより、大規模火災(林野火災)発生時に迅速な災害対応が図れるよう、庁内の体制を確保する必要がある。
住民自治を基本に市民の防災意識の向上	再掲(1-1)
市民防災組織の育成	再掲(1-1)
社会福祉施設等における耐災害性の強化促進	再掲(1-1)
学校・保育所等の耐災害性の安全対策促進	再掲(1-1)
防火地域等の指定維持	都市の不燃化を促進するため、防火地域の指定を維持する必要がある。
市有建築物の耐震化	再掲(1-1)
空家等の対策	再掲(1-1)
公園整備事業	延焼遮断空間となる防火樹林帯や避難空間となる広場の整備など、広域的な避難地確保や防災機能を強化する必要がある。
学校における安全教育の充実	再掲(1-1)

市町村消防の広域化連携	再掲(1-1)
消防水利の確保対策	地震発生時に、火災による被害を軽減するため、河川、ため池の他、自然水利や、学校のプールなど使用可能な消防水利を確保する必要がある。
消防団の活性化・機能強化	再掲(1-1)
救急救命士の養成・能力向上	再掲(1-1)

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

推進方針	脆弱性の評価
長期湛水の早期解消	国や県、沿川自治体などの関係機関と連携し、社会全体で洪水に備える対策を計画的に取り組む必要がある。
風水害・土砂災害に関する的確な避難情報の判断・伝達	水害・土砂災害に関する的確な避難情報の判断及び住民への情報伝達ができるように避難情報判断・伝達マニュアルを常に最新の状態に整備し、的確に避難情報の判断・伝達を行う必要がある。
要配慮者利用施設の避難体制の確保	水防法、土砂災害防止法に基づき浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に避難確保計画の策定や訓練の実施を促進する必要がある。
治水対策	気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水を実現する必要がある。
広域避難体制の整備	大規模水害・土砂災害の発生に備え、広域避難タイムラインの効果的な運用が図れるよう防災関係機関や庁内各対策部と連携するとともに、市民の避難体制を確保する必要がある。
住民自治を基本に市民の防災意識の向上	再掲(1-1)
市民防災組織の育成	再掲(1-1)
避難行動要支援者の支援充実	再掲(1-1)
社会福祉施設等における耐災害性の強化促進	再掲(1-1)
民間保育所等の整備	再掲(1-1)
居住の誘導	宝塚市立地適正化計画に基づく居住誘導を進める必要がある。

豪雨時の冠水対策	近年頻発する集中豪雨に対して、雨水貯留施設等のハード整備と自助・共助の取組を支援するソフト対策を組み合わせ、総合的な雨水対策を行うことで浸水被害の軽減を図る必要がある。
下水道施設等の老朽化対策	道路陥没などのリスクが高い管路施設や耐用年数を迎えているポンプ場施設等の老朽化対策に取り組む必要がある。
水防対策(地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策)	洪水等による水害の警戒や、防御及び被害の軽減を行う水防活動に備えるため、必要な体制、資機材を整備し、効果的な取組を支援する必要がある。
ため池の防災・減災対策	近年頻発する集中豪雨や大規模地震などの自然災害に対応するため、関係機関と連携し、ため池ハザードマップの作成など防災・減災対策を総合的に取り組む必要がある。
排水機場老朽化対策	近年頻発する集中豪雨に対して、排水機場の効率的な運転と適正な維持管理を行いながら老朽化対策を進める必要がある。
雨量情報の管理	集中豪雨等による災害の未然防止、被害を軽減することができるように、河川・水路の水位情報を把握するため、雨量水位等に関する情報を迅速に収集する必要がある。
学校における安全教育の充実	再掲(1-1)

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊など）等による多数の死傷者の発生

推進方針	脆弱性の評価
住民自治を基本に市民の防災意識の向上	再掲(1-1)
市民防災組織の育成	再掲(1-1)
風水害・土砂災害に関する確かな避難情報の判断・伝達	再掲(1-3)
要配慮者利用施設の避難体制の確保	再掲(1-3)
社会福祉施設等における耐災害性の強化促進	再掲(1-1)
民間保育所等整備等補助事業	再掲(1-1)
居住の誘導	再掲(1-3)

土砂災害対策	土砂災害から人命を守るためには、ハザードマップの作成や家屋の移転等に関する費用の一部助成などに関するソフト対策と、「防ぐ」施策である施設の整備などのハード対策を効果的・効率的に組み合わせて実施する必要がある。
	市民に土砂災害発生リスクを周知するため、ハザードマップを市民に周知しながら、防災知識の向上に取り組む必要がある。
森林の保全	森林等の被害による土砂災害を防止するため、土砂災害対策、山地災害対策、森林整備などについての関係機関との連携が必要である。
	台風による森林内の多数の倒木により、二次災害が発生しないように倒木被害の早期復旧を図る必要がある。
学校における安全教育の充実	再掲(1-1)

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

推進方針	脆弱性の評価
行政防災機能の整備とデジタル技術の活用	災害対策の中核拠点と平常時の自助・共助力の向上のための連携拠点として、行政施設の防災機能向上と情報伝達手段などをはじめとするデジタル技術の活用を図る必要がある。
防災拠点の整備と広域避難地等の確保	再掲(1-2)
緊急交通路等の確保	再掲(1-2)
道路施設の長寿命化	国が策定したインフラ長寿命化基本計画を踏まえた個別施設計画を策定し、メンテナンスサイクルの構築、維持管理に要するライフサイクルコストの最適化に取り組む必要がある。
道路橋梁の耐震化	地震発生後に、救命救助活動や支援物資の輸送を担う緊急交通路等の通行機能を確保するため、橋梁の耐震化が必要である。
道路の新設、改良、拡幅	必要な道路の新設、既設道路の改良（拡幅・歩道設置等）、交差点の改良、道路のバリアフリー化の整備を計画的に行うことにより、災害時に円滑に利用できる道路を整備する必要がある。

迅速な道路啓開の実施	自然災害発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能を確保する必要がある。
水防対策(地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策)	再掲(1-3)
消防庁舎の非常用発電設備整備	災害発生時に備え、浸水対策や停電発生時でも 72 時間以上の必要電力を確保できるよう、消防署所の非常用発電設備の改修工事を実施する必要がある。
市町村消防の広域化連携	再掲(1-1)
緊急消防援助隊の受入体制の強化	自然災害発生後に、市民の救出救助活動が円滑に行われるよう、県内消防機関や緊急消防援助隊の受入体制を確保する必要がある。
救出救助活動体制の充実強化	大規模自然災害時に、効果的な救出救助活動を行うため、救出救助に必要な資機材を更新整備するとともに、迅速的確な活動ができる体制の整備が必要である。
消防車両等(緊急消防援助隊設備)の更新	大規模自然災害時等において、効果的な消防活動を行うため、消防車両及び資器材を計画的に更新する必要がある。
消防団の活性化・機能強化	再掲(1-1)
救急救命士の養成・能力向上	再掲(1-1)

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

推進方針	脆弱性の評価
防災拠点の整備と広域避難地等の確保	再掲(1-2)
緊急交通路等の確保	再掲(1-2)
医療体制の整備	病院機能の早期回復や医療関係者の確保、DMAT等の医療資源の受け入れ体制などについて計画しておく必要がある。
医薬品等の確保及び供給体制の整備	大規模自然災害発生時に、救護所等で必要とされる医薬品が安定的に供給されるよう、医療関係機関と連携して必要量の確保や供給体制の整備を図る必要がある。
災害時の医療救護活動	大規模自然災害発生時に、多数の負傷者への医療救護活動を確保できる体制を整備する必要がある。

道路の無電柱化	電柱等の倒壊による道路の寸断を防止するため、無電柱化を推進する必要がある。
道路施設の長寿命化	再掲(2-1)
道路橋梁の耐震化	再掲(2-1)
道路の新設、改良、拡幅	再掲(2-1)
迅速な道路啓開の実施	再掲(2-1)
救急救命士の養成・能力向上	再掲(1-1)

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

推進方針	脆弱性の評価
避難所の確保と運営体制の確立	新たな公共施設等整備時において、避難所としての環境整備を検討する必要がある。
	スムーズな避難誘導や避難所生活の質の確保等に向け、各地区での「避難所運営マニュアル」を地区防災会と連携して作成する必要がある。
避難所外避難者等への支援	在宅避難者や車中泊避難者に対する支援や、支援情報を提供する必要がある。
避難所開設時における地域拠点との効率的な情報伝達体制の確保	地域拠点の持続的な運営体制を確保する必要がある。
	市民対応や各対策部との連絡調整をより迅速に行う必要がある。
家庭動物及び愛護動物の救援	自然災害発生後に、飼い主がわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護等を図るため、関係機関と連携する必要がある。
	家庭動物と同行避難した被災者を、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等を把握する必要がある。
広域避難体制の整備	再掲(1-3)
行政防災機能の整備とデジタル技術の活用	再掲(2-1)
ご遺体の適切処理	大規模自然災害により多数の犠牲者が発生し、平常時に使用している火葬場の火葬能力やご遺体の安置場所・搬送等が不足する事態が想定されることから、事業者等と連携して体制を整備する必要がある。

し尿及び浄化槽汚泥の適正処理	自然災害発生後に、関係施設が被害を受けた場合や避難所等に仮設トイレを設置した場合に、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理できるよう関係機関や事業者等と連携する必要がある。
指定福祉避難所の確保	自然災害発生後に、一般避難所での生活が特に困難な要援護者を対象とした指定福祉避難所を円滑に開設・運営することができる体制を整備する必要がある。
被災者の巡回健康・栄養相談等	自然災害発生後に、避難者の健康管理や生活環境の整備を行うために、指定一般避難所、指定福祉避難所等において、保健師、管理栄養士等による巡回健康相談、栄養・食生活指導、食中毒の予防、健康教育等の実施体制を確保する必要がある。
健康危機発生時における協力体制の強化	自然災害発生後に、感染症、食中毒等の健康危機事象が発生し、本市のみでは検査業務の実施が困難な場合に備え、関係機関との相互協力体制の確立・強化が必要である。
被災者の心のケア対策	自然災害発生時の恐怖や避難所での厳しい生活等により、多くの被災者が強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスやPTSDの症状に襲われる恐れがあるため、こころの健康に関する相談体制を整備する必要がある。
避難所機能を有する公共施設のバリアフリー化の推進	避難所機能を有する公共施設のバリアフリー化を推進する必要がある。
賃貸型応急仮設住宅の供与	災害救助法に基づき、大規模災害時に住家が居住不能となった被災者が住居を早期に確保できるよう、市が民間賃貸住宅を借り上げる制度に関し、運用実施体制等を整備する必要がある。
建設型応急仮設住宅の供与	災害救助法に基づき、大規模災害時に住家が居住不能となった被災者が住居を早期に確保できるよう、市が応急仮設住宅を新たに建設し提供する制度に関し、運用実施体制等を整備する必要がある。
被災住宅の応急修理	大規模災害時に、災害救助法に基づく被災住宅の応急修理を実施する制度に関し、運用実施体制等を整備する必要がある。
住宅関連情報の提供	大規模災害時に、応急仮設住宅、公的賃貸住宅及び住宅補修等、住宅が被災したことに関する情報を市民に周知する必要がある。
下水道施設の地震対策等	地震発生後に、被害が最小限となるよう下水道施設の耐震化を推進する必要がある。 下水施設改修時に避難所である小中学校等にマンホールトイレの整備についても検討する必要がある。

学校施設的环境整備	災害時に地域住民の避難所となる小中学校施設について、良好な避難生活を確保するため必要な施設整備に取り組む必要がある。
-----------	--

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

推進方針	脆弱性の評価
食料や燃料等の備蓄及び集配体制の構築	救援物資に関する備蓄方針に基づき、計画的に備蓄する必要がある。
	救援物資の不足に備え、必要物資を事前に備えるとともに、避難所までの物資配送が可能となる体制を整備する必要がある。
防災拠点の整備と広域避難地等の確保	再掲(1-2)
緊急交通路等の確保	再掲(1-2)
大規模火災(林野火災)発生時の体制確保	再掲(1-2)
避難所の確保と運営体制の確立	再掲(2-3)
避難所開設時における地域拠点との効率的な情報伝達体制の確保	再掲(2-3)
道路施設の長寿命化	再掲(2-1)
道路橋梁の耐震化	再掲(2-1)
道路の新設、改良、拡幅	再掲(2-1)
迅速な道路啓開の実施	再掲(2-1)
道路の無電柱化	再掲(2-2)
災害応急体制の整備(上水道)	大規模災害時に応急対応と早期復旧を図れるよう体制を構築する必要がある。
	災害により途絶した施設の応急措置を進めるとともに、応急給水等により水の提供を行う必要がある。
地域との連携による応急給水体制の整備	水道断水地域において、応急給水栓等の活用や地域住民による応急給水活動が実施できる体制を整備する必要がある。

水道施設の耐震化や浄水施設・貯水施設の計画的な更新	自然災害による被災を最小限にとどめ、迅速な復旧が可能となるよう、基幹管路等の耐震化や老朽管の解消及び経年劣化による脆弱な水道施設の更新をはじめ浄水処理施設等を計画的に整備する必要がある。
---------------------------	---

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

推進方針	脆弱性の評価
帰宅困難者の対策	交通機関途絶時において、大量に発生する帰宅困難者が安全に帰宅できない恐れがあり、市内で就業する事業者、雇用者の安全確保のため、帰宅困難者への対策が必要である。
	帰宅困難者が多数集中し、混乱が危惧される駅周辺について、鉄道事業者等と連携し混乱防止策を確立することが必要である。
公共交通網の防災対策	公共交通の早期回復や代替手段の確保、一時退避場所の提供をはじめ、広域緊急交通路と交差する施設や橋梁他関連施設の耐震化を促進する。

2-6 大規模な自然災害と感染症や環境汚染との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

推進方針	脆弱性の評価
行政防災機能の整備とデジタル技術の活用	再掲(2-1)
災害時の医療救護活動	再掲(2-2)
健康危機発生時における検査業務の協力体制の強化	再掲(2-3)
被災地域の感染症予防等の防疫活動及び環境汚染の防止	自然災害発生後に、被災地域における環境汚染の悪化防止や感染症の予防及び拡大を抑えるため、予防知識の啓発や感染症の発生状況の動向調査を行い、迅速かつ的確な防疫活動及び保健活動並びに公衆衛生の向上を図る必要がある。
新ごみ処理施設の整備推進	マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設等の整備を図り、災害時においても適正なごみ処理能力の維持、向上を図っておく必要がある。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 市の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下

推進方針	脆弱性の評価
地域防災計画の改定と運用	災害の発生や、そのおそれがある場合に住民の生命、身体及び財産を保護し、市域を保全するため、最新の知見や制度、体制の見直しに合わせ、地域防災計画を改定し運用する必要がある。
業務継続計画及び受援計画の運用	<p>大規模自然災害発生時において実施すべき非常時優先業務（BCP）を選定し、災害直後から必要な行政機能の維持と市民サービスに努めるため、業務継続マネジメントを推進することが必要である。</p> <p>迅速な応援要請と円滑な受援体制を構築するための受援計画を策定し運用する必要がある。</p> <p>人口減少問題をはじめとする人員確保の観点からも平素の効率的な行政運営を図っておく必要がある。</p>
協定等による各団体等との連携強化	自治体間の相互応援体制を強化しつつも迅速かつ効果的な災害応急対策等が実施できるよう民間事業者等とも防災協定を締結するなど、被災者支援に厚みのある活動を行う必要がある。
災害時の情報収集・共有	自然災害発生時に、災害対策本部と避難所との情報共有を図り、避難所生活者や地域住民に、迅速かつ正確に必要な情報を発信する必要がある。
災害時における職員の子どもの保育体制の確保	大規模災害時に職員が安心して災害対応業務に専念できるよう、職員の子どもの保育体制を確保する必要がある。
職員の防災意識の向上	「職員の防災に関する育成方針」に基づき、職員の防災意識の向上を図る必要がある。
災害対策本部のマニュアル等の充実及び職員の災害対応能力の強化	災害発生時に迅速かつ的確な災害対応が行えるよう、災害対策本部に係るマニュアルの整備や図上訓練、防災訓練、研修等を通じて、災害対応能力の向上を図る必要がある。
市有建築物の耐震化	再掲(1-1)
行政防災機能の整備とデジタル技術の活用	再掲(2-1)

発災後の緊急時における財務処理体制	自然災害発生後、停電等が発生し、財務会計システムや関係システム又は庁内ネットワークが停止した場合においても、緊急を要する支払等の財務処理が行える体制を確保する必要がある。
学校施設の安全対策	再掲(1-1)

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない。

4-1 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

推進方針	脆弱性の評価
事業継続のための強化支援計画等の策定	小規模事業者の防災・減災対策の取組を促進するため、商工会議所と共同で事業継続のための強化支援計画等を検討する必要がある。
道路施設の長寿命化	再掲(2-1)
道路橋梁の耐震化	再掲(2-1)
道路の新設、改良、拡幅	再掲(2-1)
迅速な道路啓開の実施	再掲(2-1)

4-2 有害物質等の大規模拡散・流出

推進方針	脆弱性の評価
事業所からの化学物質の流出防止	大規模自然災害時には、有害物質の環境への流出による周辺住民の健康被害や大気・水質、地下水などの環境汚染が懸念されており、地震発生に伴う有害化学物質の周辺環境への飛散・流出が原因となる二次災害を防止するため、事業者による環境リスク低減対策が必要である。
産業廃棄物指導事業	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく処分期間内に、市域の事業者が保有しているPCB使用製品及びPCB廃棄物について、確実かつ適正な処理を実施する必要がある。
毒物劇物営業者における防災体制	大規模自然災害発生時に、貯蔵施設の破損等による周辺環境への漏洩等を防止するため、毒物劇物営業者に対し、定期的な立入検査を実施し、毒物劇物の適正な使用・保管管理、法令遵守を徹底するよう働きかける必要がある。

4-3 食糧等の安定供給の停滞に伴う、市民生活、社会経済活動への甚大な影響

推進方針	脆弱性の評価
事業継続力支援強化計画の策定	再掲(4-1)
道路施設の長寿命化	再掲(2-1)
道路橋梁の耐震化	再掲(2-1)
道路の新設、改良、拡幅	再掲(2-1)
迅速な道路啓開の実施	再掲(2-1)

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃、多面的機能の低下

推進方針	脆弱性の評価
治水対策	再掲(1-3)
農業基盤の保全	農地・森林等の被害による土地の荒廃を防ぐため、被災農地・森林等の早期復旧、土砂災害対策、山地災害対策、森林整備などの施策が必要である。
被災農地等の早期復旧支援	農業経営や食料等の安定供給への影響を回避するため、被災した農地や農業用施設等を迅速に復旧できるよう支援する。
森林の保全	再掲(1-4)

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

推進方針	脆弱性の評価
防災行政無線等の運用・整備	屋外拡声子局により、市民に防災情報等を伝えるとともに、市民自らが情報を取得できるよう電話応答サービスや市ホームページ、公式 LINE など複数の手段を用いて情報提供を行う必要がある。
在住外国人や外国人旅行者への防災情報の提供	大規模自然災害発生時に、在住外国人や外国人旅行者の安全を確保するため、災害時に必要とされる各種情報の充実に取り組む必要がある。

行政防災機能の整備とデジタル技術の活用	再掲(2-1)
避難所開設時における地域拠点との効率的な情報伝達体制の確保	再掲(2-3)
災害時の情報収集・共有	再掲(3-1)
災害時の市民への広報対策	大規模自然災害発生後に、市民が必要とする防災情報を伝えるため、ホームページや報道機関への情報提供などを通して、正しい情報を迅速に発信することが必要である。
在住外国人への生活情報の提供	災害時に必要とされる各種情報について、在住外国人が戸惑うことなく行動できるよう充実を図る必要がある。
高機能消防指令システムの更新	緊急通報受信体制の維持、指令業務共同運用構成市町間の相互応援体制迅速化、大規模災害時の対応力強化を図るため、デジタル等新技术を活用した高機能消防指令システムへ更新するとともに、災害時でも強靱で持続運用可能なシステムを構築する必要がある。
消防救急デジタル無線システム及び機器の計画的な更新	本部が構築している消防救急デジタル無線システムを活用し、消防本部、災害現場、出動隊間における確実な情報伝達体制を確保する。そのためには、システム及び機器を計画的に更新し、適切に維持管理しなければならない。

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や、都市ガス供給、石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

推進方針	脆弱性の評価
ライフライン事業者等との連携確保等	大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、電力、ガス、石油等はじめとするライフラインに関わる事業者との連携に努める必要がある。
防災拠点の整備と広域避難地等の確保	再掲(1-2)
長期湛水の早期解消	再掲(1-3)
治水対策	再掲(1-3)
道路の無電柱化	再掲(2-2)

土砂災害対策	再掲(1-4)
--------	---------

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

推進方針	脆弱性の評価
下水道BCPの運用	災害時にも下水道機能の維持または早期回復を図るため、下水道BCPを策定し運用する必要がある。
下水道施設の老朽化対策	再掲(1-3)
下水道施設の地震対策等	再掲(2-3)
浄水場浄水処理事業	用水供給が停止したときにも、適切な施設の維持・管理を行う必要がある。
水道施設の耐震化や浄水施設・貯水施設の計画的な更新	再掲(2-4)

5-4 陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

推進方針	脆弱性の評価
市有建築物のブロック塀撤去等の安全性確保の促進	再掲(1-1)
公共交通網の防災対策	再掲(2-5)
民間住宅・建築物の耐震化の促進	再掲(1-1)
沿道建築物の耐震化	再掲(1-1)
高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備	都市部における交通渋滞を緩和し、都市の経済・産業活動を活性化するとともに、代替性を確保した広域的な幹線道路や市内の交通ネットワークの利便性を高めるため、幹線道路等の整備を促進する必要がある。
道路施設の長寿命化	再掲(2-1)
道路橋梁の耐震化	再掲(2-1)
道路の新設、改良、拡幅	再掲(2-1)
迅速な道路啓開の実施	再掲(2-1)
道路の無電柱化	再掲(2-2)
森林の保全	再掲(1-4)

水道施設の耐震化や浄水施設・貯水施設の計画的な更新	再掲(2-4)
---------------------------	---------

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

推進方針	脆弱性の評価
震災後の復興都市づくりにおける人材育成	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態を防ぐため、復興都市づくりにおける人材育成や地域との協力体制を整える必要がある。

6-2 被災者支援の遅れや、災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

推進方針	脆弱性の評価
被災者支援体制の整備	大規模災害時に、被災者に対し迅速な支援ができるよう被災者支援センターの立ち上げや、被災者支援体制の充実と災害ケースマネジメントに係るアウトリーチの体制を整える必要がある。
市民防災組織の育成	再掲(1-1)
家屋被害認定士の育成	家屋被害認定調査及び罹災証明書発行業務において、十分な知識と技術をもって対応できる者を育成する必要がある。
災害ボランティア対策	災害発生時に必要に応じて、災害ボランティアセンターを設置し、円滑にボランティアの受入れ及び派遣を行えるよう体制整備を図る必要がある。

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

推進方針	脆弱性の評価
災害廃棄物の適正処理	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理体制の確保、他市と連携した広域的な処理体制の整備を図る必要がある。

	る。
生活ごみの適正処理	被災地域の衛生状態を維持するため、生活ごみの処理が適正に行われるよう、事業者等と連携して施設を適切に維持管理するとともに、関係機関との支援体制を確立する必要がある。

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

推進方針	脆弱性の評価
防災拠点の整備と広域避難地等の確保	再掲(1-2)
災害時民間賃貸住宅借上の検討	再掲(2-3)
みなし仮設住宅制度	再掲(2-3)
被災住宅の応急修理	再掲(2-3)
住宅関連情報の提供	再掲(2-3)
地籍調査(都市部・山林)	大規模自然災害時に、建物の全壊被害が発生し官民境界等が不明になると、被災者の生活、被災したまちの円滑かつ迅速な再建・回復に支障をきたすため、道路やライフラインの復旧、まちの復興の基礎となる現地復元性のある地図の整備に向けた、地籍調査を推進する必要がある。

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

推進方針	脆弱性の評価
避難所の確保と運営体制の確立	再掲(2-3)
被災者の生活再建のための措置	再掲(2-3)
文化財所有者・管理者の防災意識の啓発	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・喪失を回避するため、文化財の防災対策を文化財の所有者・管理者に実施するよう働きかける必要がある。

	文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、災害発生時に人的被害を軽減するため、施設内での速やかな災害情報の伝達や、避難誘導、消火などを遅滞なく行うための訓練等を実施するよう働きかける必要がある。
地域との連携による応急給水体制の整備	再掲(2-4)

6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響

推進方針	脆弱性の評価
事業継続のための強化支援計画の策定等	再掲(4-1)

第6章 具体的な取組の方針

第5章で示した25項目の本市における「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、「宝塚市地域防災計画／R6」に掲げる「災害予防計画」に基づく対応方針に重ねた現在の具体的な取組方針は以下のとおりとなっています。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。

〈起きてはならない最悪の事態〉

1-1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

〈施策の方針〉

(建築物の耐震化)

- 住宅、市有建築物及び多数利用建築物等の耐震化を図るために、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。【都市整備部】【各施設所管課】
- 緊急輸送路の沿道建築物の耐震化を促進する。【都市整備部】
- 水道施設の耐震化【上下水道局】

〈起きてはならない最悪の事態〉

1-2) 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

〈施策の方針〉

(燃えにくい市街地の整備)

- 延焼遮断機能の強化をはじめ「防災ブロック化」の推進、市街地を整備する。【都市整備部】【都市安全部】
 - まちの「防災ブロック化」の推進を図る。【都市安全部】【都市整備部】【各施設所管部】
 - 市街地の整備を推進していく。【都市安全部】【都市整備部】【都市再生機構】
 - 消防水利の維持管理及び整備【消防本部】【上下水道局】
- (オープンスペースの確保)
- 都市公園の整備を図る。【都市安全部】
 - 空地の集積・連担化の推進を図る。【都市安全部】【関係部】
 - 農地・緑地の保全を図る。【都市安全部】【都市整備部】【関係部】【産業文化部】
- (大規模火災時における消防体制の整備・強化)
- 市における消防体制の整備・充実を図る。【消防本部】【健康福祉部】
 - 地域としての地域防災力の向上を図る。【消防本部】
 - 近隣市町、県、警察及び自衛隊との連携を強化する。【都市安全部】【消防本部】
- (地域・組織の充実強化)
- 消防団の活性化・機能強化を図る。【消防本部】
 - 自主防災組織の結成促進・強化を図る。【消防本部】
 - 民間団体・事業所等防災体制の強化を図る。【消防本部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

1-3) 突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

〈施策の方針〉

(総合的治水対策の推進)

- 河川改善整備・雨水施設の整備等による流域全体の排水能力の向上を図る。【都市安全部】【上下水道局】
- 雨水流出抑制施策（流域調整池の設置、雨水の一時貯留施設・雨水浸透枳の設置、その他雨水利用等、地域としての保水・遊水機能の維持・増大の推進）の推進を図る。【上下水道局】【各施設所管部】
- 水防体制の充実・強化を図る。【都市安全部】【消防本部】
- 森林整備の促進を図る。【都市安全部】【産業文化部】【関係部】

(土砂災害対策)

- 土地利用の適正化の指導を進めていく。【都市安全部】
- 斜面崩壊防止対策の推進を図る。【都市安全部】
- 山地災害・土石流など防止対策の推進を図る。【都市安全部】
- 土砂災害対策の充実を図る。【都市安全部】
- 警戒・安全避難意識の醸成していく。【都市安全部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

1-4) 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生

〈施策の方針〉

(土砂災害対策)

- 土地利用の適正化の指導を進めていく。【都市安全部】【都市整備部】
- 斜面崩壊防止対策の推進を図る。【都市安全部】
- 山地災害・土石流など防止対策の推進を図る。【都市安全部】
- 土砂災害対策の充実を図るために、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。【都市安全部】【都市整備部】
- 防災マップ作成や警戒・安全避難意識の醸成をしていく。【都市安全部】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-1) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

〈施策の方針〉

(災害時における救助体制の整備・強化)

- 市における救助・救急体制の整備・充実を図る。【消防本部】【健康福祉部】
 - 消防活動時における通信施設の整備・強化を図る。【消防本部】
 - 県及び他都市消防応援隊との情報伝達体制を確保する。【消防本部】
 - 地域としての地域防災力の向上を図る。【消防本部】
 - 近隣市町、県、警察及び自衛隊との連携を強化する。【都市安全部】【消防本部】
- (地域・組織の充実・強化)
- 消防団の活性化・機能強化を図る。【消防本部】
 - 自主防災組織の結成促進・強化を図る。【消防本部】
 - 民間団体・事業所等防災体制の強化を図る。【消防本部】
 - 地域における相互協力体制を確立させていく。【消防本部】【市民交流部】【健康福祉部】
 - 地域の防災力を高めるための地域住民の主体的な取組を促進していく。【都市安全部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

〈施策の方針〉

(災害時医療救護体制の整備・強化)

- 市内初動医療救護体制の整備・充実を図る。【市立病院】【健康福祉部】【消防本部】
 - 広域的な後方支援医療機関ネットワークの確保をする。【消防本部】【市立病院】
 - 重傷者搬送体制の整備・充実を図る。【消防本部】
 - 医薬品・医療資器材を確保する。【健康福祉部】【消防本部】【子ども未来部】
 - 健康対策の推進とこころのケア対策の環境整備を図る。【健康福祉部】
- (交通施設、沿道建築物の耐震化)
- 緊急輸送路の沿道建築物の耐震化を促進する。【都市整備部】
 - 緊急活動用道路の指定・整備を図る。【都市安全部】【西日本高速道路(株)】
- (道路・橋梁の整備)
- 道路・橋梁の耐震性強化を図る。【都市安全部】【西日本高速道路(株)】
 - 道路の整備推進を図る。【都市安全部】
 - 橋梁の架替、整備を推進していく。【都市安全部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

〈施策の方針〉

(地域・組織の充実・強化)

- 地域における相互協力体制を確立させていく。【市民交流部】【健康福祉部】
- 地域の防災力を高めるための地域住民の主体的な取組を促進していく。【都市安全部】

(公衆衛生対策等実施体制の整備・強化)

- 大規模災害時における作業実施計画を策定する。【環境部】
- 近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備を図る。【環境部】
- 公衆衛生・環境保全関係資機材確保体制を確立する。【環境部】

(ごみ・がれき処理体制の整備・強化)

- 大規模災害時を想定した処理・処分計画の策定をする。【環境部】
- 近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備を図る。【環境部】
- 有害ごみ・危険ごみの分別の事前広報の徹底を図る。【環境部】

(し尿処理体制の整備・強化)

- 大規模災害時を想定した収集・処理計画を策定する。【環境部】
- 近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備を図る。【環境部】
- 仮設便所等資機材を確保する。【環境部】【都市安全部】【各施設所管部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-4) 被災地での食糧・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

〈施策の方針〉

(備蓄及び緊急調達体制の整備・強化)

- 大規模災害を想定した備蓄計画の策定及び推進を図る。【都市安全部】
- 緊急調達体制の整備・強化を図る。【都市安全部】

(応急給水体制の整備・強化)

- 応急給水用給水源の確保・給水用資器材の整備・強化を図る。【都市安全部】【健康福祉部】【上下水道局】
- 相互応援・協力体制を確立する。【都市安全部】【上下水道局】
- 非常時活動体制の整備・強化を図る。【都市安全部】【上下水道局】

(ライフライン施設)

- 災害に強いライフライン施設の整備・強化を図る。【上下水道局】【関西電力(株)】
【NTT西日本(株)】【大阪ガス(株)】
- 二次災害防止のための対策の充実・強化を図る。【都市安全部】【各所管部】
- 代替サービス提供のための整備・強化を図る。【都市安全部】【LPガス販売事業者】
【NTT西日本(株)】
- 非常時活動体制の整備・強化を図る。【都市安全部】【各所管部】【各機関】

(道路・橋梁の整備)

- 道路・橋梁の耐震性強化を図る。【都市安全部】【西日本高速道路(株)】

- 道路の整備推進を図る。【都市安全部】
- 橋梁の架替、整備を推進していく。【都市安全部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

〈施策の方針〉

(帰宅困難者の支援体制の整備推進)

- 帰宅困難者を支援するための体制の整備を推進していく。【都市安全部】【産業文化部】【観光施設】【民間事業所等】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-6) 大規模な自然災害と疫病・感染症等の同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

〈施策の方針〉

(公衆衛生対策等実施体制の整備・強化)

- 大規模災害時における計画を策定する。【環境部】
- 近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備を図る。【環境部】
- 公衆衛生・環境保全関係資機材確保体制を確立する。【環境部】

3 必要不可欠な行政機能は確保する。

〈起きてはならない最悪の事態〉

3-1) 市の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下

〈施策の方針〉

(市における応急活動体制の整備・強化)

- 迅速な初動体制確立のための環境を整備していく。【企画経営部】【都市安全部】【消防本部】【市立病院】
- 防災拠点機能を整備していく。【企画経営部】【総務部】【都市安全部】【上下水道局】【消防本部】
- (市有建築物の耐震化)
- 市有建築物の耐震化を促進していくために、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。【都市整備部】【各施設所管部】

4 経済活動を機能不全に陥らせない。

〈起きてはならない最悪の事態〉

4-1) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

〈施策の方針〉

(緊急輸送の環境整備)

- 緊急輸送路の沿道建築物の耐震化を図る。【都市安全部】【都市整備部】
- 緊急活動用道路の指定・整備を図る。【都市安全部】【西日本高速道路(株)】
- 広域的救援物資集配拠点施設の指定・整備を図る。【都市安全部】【各施設所管部】
- 関係機関との連携強化を図る。【都市安全部】
- 民間団体・市内事業所等との応援体制の整備を図る。【都市安全部】

(航空輸送の環境整備)

- 臨時ヘリポートの指定・整備を図る。【都市安全部】
- 関係機関との連携強化を図る。【都市安全部】

(道路・橋梁の整備・強化)

- 道路・橋梁の耐震性強化を図る。【都市安全部】【西日本高速道路(株)】
- 道路の整備推進を図る。【都市安全部】
- 橋梁の架替、整備を推進していく。【都市安全部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

4-2) 有害物質の大規模拡散・流出

〈施策の方針〉

(有害物質対策)

- 立入検査の実施並びに調査に基づく改善指導の推進を図る。【消防本部】【環境部】
- 自主防災体制の確立等の指導の推進を図る。【消防本部】
- 危険防除のための消防力等の強化を図る。【消防本部】
- 保安教育の強化並びに防災意識の向上を図る。【消防本部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

4-3) 食糧等の安定供給の停滞

〈施策の方針〉

(備蓄及び緊急調達体制の整備・強化)

- 大規模災害を想定した備蓄計画の策定及び推進を図る。【都市安全部】
- 緊急調達体制の整備・強化を図る。【都市安全部】
- 備蓄倉庫の整備【都市安全部】

(道路・橋梁の整備)

- 道路・橋梁の耐震性強化を図る。【都市安全部】【西日本高速道路(株)】

- 道路の整備推進を図る。【都市安全部】
- 橋梁の架替、整備を推進していく。【都市安全部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

4-4) 農地・森林等の被害による国土の荒廃

〈施策の方針〉

(オープンスペースの確保)

- 農地・緑地の保全を図る。【産業文化部】【都市安全部】【都市整備部】【関係部】
(総合的治水対策の推進)
- 森林整備の促進を図る。【都市安全部】【産業文化部】【関係部】

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

〈起きてはならない最悪の事態〉

5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

〈施策の方針〉

(情報伝達体制の整備・強化)

- 避難情報伝達体制を確保していく。【都市安全部】【健康福祉部】
- 市における情報ソフト環境の整備を図る。【消防本部】
(ライフライン施設)
- 災害に強いライフライン施設の整備・強化を図る。【関西電力(株)】【NTT西日本(株)】
- 二次災害防止のための対策の充実・強化を図る。【都市安全部】【各所管部】
- 代替サービス提供のための整備・強化を図る。【都市安全部】【NTT西日本(株)】
- 非常時活動体制の整備・強化を図る。【都市安全部】【各所管部】【各機関】
(情報の収集・伝達体制の整備強化)
- 市における通信・連絡手段の多ルート化を図る。【都市安全部】
- 市における情報ソフト環境の整備を図る。【都市安全部】【消防本部】
- 関係機関等との連携強化を図る。【都市安全部】【消防本部】【健康福祉部】【市立病院】
- 市民・事業所・民間団体等との協力体制づくりを推進していく。【都市安全部】【市民交流部】
(災害時の広報体制の整備・強化)
- 広報用資機材等の整備を図る。【総務部】【企画経営部】【都市安全部】
- 市における広報ソフト環境の整備を図る。【健康福祉部】【企画経営部】【都市安全部】

- 非常時における広報機能の整備を推進していく。【都市安全部】
- 民間との災害時広報活動協力体制の確立を図る。【企画経営部】【都市安全部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

5-2) 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止

〈施策の方針〉

(ライフライン施設)

- 災害に強いライフライン施設の整備・強化を図る。【関西電力(株)】【NTT西日本(株)】
- 二次災害防止のための対策の充実・強化を図る。【都市安全部】【各所管部】
- 代替サービス提供のための整備・強化を図る。【都市安全部】【NTT西日本(株)】
- 非常時活動体制の整備・強化を図る。【都市安全部】【各所管部】【各機関】

〈起きてはならない最悪の事態〉

5-3) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

〈施策の方針〉

(応急給水体制の整備・強化)

- 応急給水用給水源の確保・給水用資器材の整備・強化を図る。【都市安全部】【健康福祉部】【上下水道局】
- 相互応援・協力体制を確立する。【都市安全部】【上下水道局】
- 非常時活動体制の整備・強化を図る。【都市安全部】【上下水道局】

(ライフライン施設)

- 災害に強いライフライン施設の整備・強化を図る。【上下水道局】

(し尿処理体制の整備・強化)

- 大規模災害時を想定した収集・処理計画を策定する。【環境部】
 - 近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備を図る。【環境部】
 - 仮設便所等資器材を確保する必要がある。【環境部】【都市安全部】【各施設所管部】
- (調査・研究の充実)
- 地下水汚染防止対策に関する調査・研究の推進を図る。【環境部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

5-4) 陸上交通ネットワークや都市ガス供給、石油、LPガス、サプライチェーン等の長期間にわたる機能停止

〈施策の方針〉

(道路・橋梁の整備・強化)

- 道路・橋梁の耐震性強化を図る。【都市安全部】【西日本高速道路(株)】
- 道路の整備推進を図る。【都市安全部】
- 橋梁の架替、整備を推進していく。【都市安全部】

(鉄道施設)

- 鉄道施設自体の耐震性の強化を図る。【都市安全部】【各鉄道会社】
- 職員・利用者の安全確保を図る。【都市安全部】【各鉄道会社】
- 非常時活動体制の整備・強化を図る。【都市安全部】【各鉄道会社】
- 鉄道事故災害予防のためのハード環境整備を図る。【都市安全部】【各鉄道会社】
(道路輸送の環境整備)
- 緊急輸送路の沿道建築物の耐震化を図る。【都市整備部】
(臨時ハリポートの指定・整備)
- 臨時ハリポートの確保と整備推進

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

〈起きてはならない最悪の事態〉

6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

〈施策の方針〉

(人材の育成・確保)

- 阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かし、防災・減災復興政策や防災政策に関する研究を推進し、貢献できる人材の育成を図る。【都市安全部】【総務部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

6-2) 被災者支援の遅れや、災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

〈施策の方針〉

(民間事業者等との連携)

- ボランティア活動支援体制の整備を図る【子ども未来部】【健康福祉部】
- 民間事業者等との災害時協定の充実を図る【都市安全部】
- 専門家との応援・協力体制の構築を図る【都市安全部】【都市整備部】【健康福祉部】
- 受援計画の充実を図る【総務部】【上下水道局】

〈起きてはならない最悪の事態〉

6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

〈施策の方針〉

(ごみ・がれき処理体制の整備・強化)

- 大規模災害時を想定した処理・処分計画の策定をする。【環境部】
- 近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備を図る。【環境部】
- 有害ごみ・危険ごみの分別の事前広報の徹底を図る。【環境部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

6-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

〈施策の方針〉

(オープンスペース・空き家・賃貸住宅の確保)

- 都市公園の整備を図る。【都市安全部】
- 空地の集積・連担化の推進を図る。【都市安全部】【関係部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

6-5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域のコミュニティ崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

〈施策の方針〉

(地域・組織の充実強化)

- 消防団の活性化・機能強化を図る。【消防本部】
 - 自主防災組織の結成促進・強化を図る。【消防本部】
 - 民間団体・事業所等防災体制の強化を図る。【消防本部】
 - 地域における相互協力体制を確立させていく。【消防本部】【市民交流部】【健康福祉部】
 - 地域の防災力を高めるための地域住民の主体的な取組を促進していく。【都市安全部】
 - 地区防災拠点の整備【都市安全部】【各所幹部】
- (個人の防災行動力の向上)
- 防災知識の普及を図る。【都市安全部】【企画経営部】【消防本部】【健康福祉部】【子ども未来部】【産業文化部】【教育委員会】【各所管部】
 - 防災リーダーの確保を図る。【消防本部】【都市安全部】
- (各地区における地区防災計画の推進)
- 各地区の特性を踏まえた自主的・自律的な「地区防災計画」の作成の促進を図る。【都市安全部】
- (災害時における教育対策の環境整備)
- 教職員用大規模災害時初動マニュアルの策定を図る。【教育委員会】
 - 災害時を想定したカリキュラムの策定を図る。【教育委員会】
 - P T A等関係者との協力計画の策定を図る。【教育委員会】
 - 児童生徒へのこころのケアに関する研究の推進を図る。【教育委員会】

〈起きてはならない最悪の事態〉

6-6) 風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響

〈施策の方針〉

(早期の復旧・復興)

- 風評被害に対する影響軽減のためのマニュアル策定を図る【企画経営部】
- 災害復興計画の策定を図る【企画経営部】【都市整備部】
- 商工業・観光施設の被害調査・復旧支援計画の策定を図る【産業文化部】

第7章 計画の推進と進捗管理について

第1節 計画の推進

本計画は、方針に従って、いかなる大規模自然災害等が発生しても人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にするための計画であり、その取組は庁内の広範な各課の所掌事務にまたがります。

したがって、本計画の推進に当たっては全部局横断的な体制のもと、国や関係機関、市民防災組織等の地域組織、民間事業者等と連携・協力しながら進めなければなりません。6つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして25項目の「リスクシナリオ」を総合計画のなかでもモニタリングをする必要があります。

第2節 総合計画の施策分野との相関（マトリクス）

基本法及び基本計画に加え、国が掲げる実施中期計画の考え方を踏まえ、フェーズフリー（平常時と非常時のどちらの状況にも関連する）での取組、一体的かつ横断的な取組を推進するうえで、画一的な視点に囚われず、総合計画の施策毎の要素に大まかに当てはめ、平時の取組から派生する強靱化計画の一体的な取組を考察し、横断的な防災・減災対策を視野に平時の施策のなかでの取組を強化する必要があります。

【相関表】

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

		総合計画での施策分野					
		A 都市経営	B 安全都市基盤	C 健康福祉	D 子ども・教育	E 環境	F 観光・産業・文化
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		① 市民自治・協働 ② 人権・男女共同参画 ③ 開かれた市政 ④ 情報化 ⑤ 行財政経営	① 危機管理・防災・消防 ② 防犯・交通安全 ③ 消費生活 ④ 土地利用 ⑤ 住宅・住環境 ⑥ 道路・交通 ⑦ 河川・水辺空間 ⑧ 上下水道	① 健康・医療 ② 地域福祉 ③ 高齢者福祉 ④ 障害(がい)者福祉 ⑤ 社会保障	① 児童福祉・青少年育成 ② 学校教育 ③ 社会教育	① 都市景観 ② 緑化・公園 ③ 環境保全 ④ 循環型社会 ⑤ 環境衛生	① 観光 ② 商工業 ③ 農業 ④ 雇用・労働環境 ⑤ 文化・国際交流
	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数	○住民自治を基本に市民の防災意識の向上 ○市民防災組織の育成	○市有建築物の耐震化 ○液状化マップの周知・啓発 ○液状化対策工法の実施促進	○避難行動要支援者の支援充実 ○社会福祉施設等における耐災害性の強化促進 ○救急救命士の養	○学校・保育所等の耐災害性の安全対策促進 ○学校施設の安全対策 ○学校における安	○民間住宅・建築物の耐震化及びブ ロック塀等撤去の促進 ○空家等対策計画 ○公園の適正な維	

	が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生		<ul style="list-style-type: none"> ○被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備 ○大規模盛土造成地の規制とマップ等による周知・啓発 ○沿道建築物耐震化事業 ○市町村消防の広域化連携 ○消防団の活性化・機能強化 	成・能力向上	全教育・防災教育の充実	持管理	
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○住民自治を基本に市民の防災意識の向上 ○市民防災組織の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点の整備と避難地等の指定 ○緊急交通路等の確保 ○防火地域等の指定維持 ○市有建築物の耐震化 ○市町村消防の広域化連携 ○消防水利の確保対策 ○消防団の活性化・機能強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設等における耐災害性の強化促進 ○救急救命士の養成・能力向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校・保育所等の耐災害性の安全対策促進 ○学校における安全教育・防災教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○平時の環境保全を基本に大規模火災(林野火災)時の体制確保 ○空家等対策計画 ○公園整備事業 	
1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸	<ul style="list-style-type: none"> ○住民自治を基本に市民の防災意識の向上 ○市民防災組織の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○長期湛水の早期解消に向けた対策 ○風水害・土砂災害に関する確かな避難情報の判断・伝達 ○治水対策 ○広域避難体制の 	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者利用施設の避難体制の確保 ○避難行動要支援者支援の充実 ○社会福祉施設等における耐災害性の強化促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校・保育所等の耐災害性の安全対策促進 ○学校における安全教育・防災教育の充実 		

	水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生		<p>整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○居住の誘導 ○豪雨時の冠水対策 ○下水道施設老朽化対策事業 ○水防対策（地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策） ○ため池の防災・減災対策 ○排水機場老朽化対策事業 ○雨量情報の管理 				
1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、天然ダムの損壊など）等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○住民自治を基本に市民の防災意識の向上 ○市民防災組織の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○風水害・土砂災害に関する的確な避難情報の判断・伝達 ○居住の誘導 ○土砂災害対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者利用施設の避難体制の確保 ○社会福祉施設等における耐災害性の強化促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校・保育所等の耐災害性の安全対策促進 ○学校における安全教育・防災教育の充実 	○森林の保全	
2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対	<ul style="list-style-type: none"> ○行政防災機能の整備とデジタル技術の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点の整備と避難地等の確保 ○緊急交通路等の確保 ○道路施設の長寿命化 ○道路橋梁の耐震化 ○道路の新設、改 	○救急救命士の養成・能力向上			

	的不足		<p>良、拡幅</p> <p>○迅速な道路啓開の実施</p> <p>○水防対策(地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策)</p> <p>○消防庁舎の非常用発電設備整備</p> <p>○市町村消防の広域化連携</p> <p>○緊急消防援助隊の受入体制の強化</p> <p>○救出救助活動体制の充実強化</p> <p>○消防車両等(緊急消防援助隊設備)の更新</p> <p>○消防団の活性化・機能強化</p>			
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		<p>○防災拠点の整備と広域避難地等の確保</p> <p>○緊急交通路等の確保</p> <p>○道路施設長寿命化</p> <p>○道路橋梁の耐震化</p> <p>○道路の新設、改良、拡幅</p> <p>○迅速な道路啓開の実施</p>	<p>○医療体制の整備</p> <p>○医薬品等の確保及び供給体制整備</p> <p>○災害時の医療救護活動</p> <p>○救急救命士の養成・能力向上</p>		○道路の無電柱化

2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	○避難所の確保と運営体制の確立 ○行政防災機能の整備とデジタル技術の活用	○避難所外避難者等への支援 ○避難所開設時における地域拠点との効率的な情報伝達体制の確保 ○広域避難体制の整備 ○災害時民間賃貸住宅の借上 ○みなし仮設住宅制度 ○被災住宅の応急修理 ○住宅関連情報の提供 ○下水道施設の地震対策等	○指定福祉避難所の確保 ○被災者の巡回健康・栄養相談等による健康管理 ○健康危機発生時における協力体制の強化 ○被災者の心のケア対策 ○避難所機能を有する公共施設のバリアフリー化の推進	○学校施設の環境整備	○家庭動物及び愛護動物の救援 ○ご遺体の適切処理 ○し尿及び浄化槽汚泥の適正処理	
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		○防災拠点の整備と避難地等の確保 ○緊急交通路等の確保 ○避難所の確保と運営体制の確立 ○避難所開設時における地域拠点との効率的な情報伝達体制の確保 ○道路施設の長寿命化 ○道路橋梁の耐震化 ○道路の新設、改良、拡幅			○道路の無電柱化	○食料や燃料等の備蓄及び集配体制の構築

			<ul style="list-style-type: none"> ○迅速な道路啓開の実施 ○災害応急体制の整備(上下水道) ○地域との連携による応急給水体制の整備 ○水道施設の耐震化や浄水施設・貯水施設等の計画的な更新整備 				
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱		○公共交通網の防災対策				○帰宅困難者対策
2-6	大規模な自然災害と感染症や環境汚染との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下	○行政防災機能の整備とデジタル技術の活用		<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の医療救護活動 ○健康危機発生時における協力体制の強化 		<ul style="list-style-type: none"> ○被災地域の感染症予防等の防疫活動及び環境汚染の防止 ○新ごみ処理施設の整備推進 	
3-1	市の職員、施設等の被災による機能	<ul style="list-style-type: none"> ○業務継続計画及び受援計画の運用 ○協定等による各団体との連携強化 ○職員の防災意識 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画の改定と運用 ○災害時の情報収集・共有 ○災害対策本部の 		<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における職員の子どもの保育体制の確保 ○学校施設の安全対策 		

	の大幅な低下	の向上 ○行政防災機能の整備とデジタル技術の活用 ○発災後の緊急時における財務処理体制	マニュアル等の充実及び職員の災害対応能力の強化 ○市有建築物の耐震化				
4-1	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への大きな影響		○道路施設の長寿命化 ○道路橋梁の耐震化 ○道路の新設、改良、拡幅 ○迅速な道路啓開の実施				○事業継続のための強化支援計画等の策定
4-2	有害物質等の大規模拡散・流出					○事業所からの化学物質の流出防止 ○産業廃棄物指導事業 ○毒物劇物営業者における防災体制	
4-3	食糧等の安定供給の停滞に伴う、市民生活、社会経済活動への大きな影響		○道路施設の長寿命化 ○迅速な道路啓開の実施 ○道路橋梁の耐震化 ○道路の新設、改良、拡幅 ○迅速な道路啓開の実施				○事業継続力支援強化計画の策定

	響						
4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃、多面的機能の低下					○森林の保全	○農業基盤の保全 ○被災農地等の早期復旧支援
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動	○行政防災機能の整備とデジタル技術の活用 ○災害時の市民への広報対策	○防災行政無線等の運用・整備 ○避難所開設時における地域拠点との効率的な情報伝達体制の確保 ○災害時の情報収集・共有 ○高機能消防指令システムの更新 ○消防救急デジタル無線システム及び機器の計画的な更新				○在住外国人や外国人旅行者への防災情報の提供 ○在住外国人への生活情報の提供

	や 救 助・支援 が遅れ る事態						
5-2	電力供 給ネッ トワー ク(発電 所、送 配電設 備)や、 都市ガ ス供給、 石油・LP ガス等 の燃料 供給施 設等の 長期間 にわた る機能 の停止		○防災拠点の整備 と広域避難地等の 確保 ○長期湛水の早期 解消 ○治水対策 ○土砂災害対策			○ライフライン事 業者等との連携確 保等 ○道路の無電柱化	
5-3	上下水 道施設 の長期 間にわ たる機 能停止		○下水道BCPの 運用 ○下水道施設の老 朽化対策 ○下水道施設の地 震対策等 ○浄水場浄水処理 事業 ○水道施設の耐震 化や浄水施設・貯 水施設の計画的な 更新				

5-4	陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響		<ul style="list-style-type: none"> ○道路施設の長寿命化 ○道路橋梁の耐震化 ○道路の新設、改良、拡幅 ○迅速な道路啓開の実施 ○水道施設の耐震化や浄水施設・貯水施設の計画的な更新 			<ul style="list-style-type: none"> ○高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備 ○道路の無電柱化 ○森林の保全 	
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	<ul style="list-style-type: none"> ○震災後の復興都市づくりにおける人材育成 ○市民防災組織の育成 					
6-2	被災者支援の遅れや、災害対	○市民防災組織の育成	○家屋被害認定士の養成	○被災者支援体制の整備 ○災害ボランティア対策			

	<p>応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態</p>					
6-3	<p>大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</p>				<p>○災害廃棄物の適正処理 ○生活ごみの適正処理</p>	
6-4	<p>事業用地の確</p>		<p>○防災拠点の整備と広域避難地等の</p>		<p>○地籍調査(都市部・山林)</p>	

	保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態		確保 ○民間賃貸住宅借上の検討 ○みなし仮設住宅制度 ○被災住宅の応急修理 ○住宅関連情報の提供				
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		○避難所の確保と運営体制の確立 ○地域との連携による応急給水事業	○被災者支援体制の整備			○文化財所有者・管理者の防災意識の啓発 ○事業継続力強化支援計画の策定

第3節 計画の進捗管理（別表）

本計画を総合的・計画的に推進するため、具体的な方針から、強靱化を推進する主な事業を取り纏め、別途、進行管理計画を作成します。進行管理計画では、リスクシナリオ毎に、原則、KPI(重要業績指標)が設定できる施策についてはKPIにて目標管理し、各プログラムの達成度や進捗の把握に努めながら、各取組の進捗管理等を定期的に把握・検証するなどPDCAサイクルにて推進します。

また、社会経済情勢等の変化に対応するため、各取組内容の変更や新たに取組むべき事業が必要となった場合は、適宜見直しを行います。

※これにより、これまでの地域防災計画に係る進行管理計画は廃止します。

第8章 地域強靱化に向けた交付金・補助金の活用

第5章、第6章で示した25項目のリスクシナリオを回避する取組を推進するため、内閣府防災の大規模災害対策支援補助金制度をはじめ、「地方公共団体が取り組む国土強靱化施策を支援対象とする関係府省庁の交付金・補助金メニューリスト」（内閣官房国土強靱化推進室 作成）を参照し、各部局における事業計画の立案や財源確保を見据え、交付金・補助金の積極的な活用の検討が必要です。メニューリストにおける構成は以下の通りとなり、個別具体的な内容については参考資料のとおりです。

また、国、県においても地震防災緊急事業5箇年計画により予算の確保を行っているため、国の負担金や補助金の情報はしっかりキャッチしなければなりません。

○地方公共団体が取り組む国土強靱化施策を支援対象とする関係府省庁の交付金・補助金メニュー構成

- (1) 防災施設を整備したい
- (2) 避難所・避難路等を整備したい
- (3) 災害対応力を強化したい
- (4) 交通ネットワークを強靱化したい
- (5) 生活空間を強靱化したい
- (6) 文化財を強靱化したい
- (7) 長寿命化を図りたい
- (8) 上下水道等を強靱化したい

参考（URL） https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/tiiki.html

宝塚市地域強靱化計画

編集:総合防災課(0797-77-2078)

令和 2 年(2020 年)3 月 策定

令和 3 年(2021 年)2 月 改訂

令和 4 年(2022 年)3 月 改訂

令和 5 年(2023 年)3 月 改訂

令和 6 年(2024 年)1 月 改訂

令和 8 年(2026 年)

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
- 1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
- 1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防炎インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
- 1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
- 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
- 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
- 2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
- 2-6 大規模な自然災害と感染症や環境汚染との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 3-1 市の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 4-1 エネルギー供給の停止による社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
- 4-2 食糧等の安定供給の停滞に伴う、市民生活、社会経済活動への甚大な影響
- 4-3 農地、森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃、多面的機能の低下

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 5-1 テレビ、ラジオ放送の中断や通信インフラの麻痺により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
- 5-2 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスの燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
- 5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
- 5-4 陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を並備する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 6-1 自然災害後の地域により良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域含意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
- 6-2 被災者支援の遅れや、災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
- 6-3 大震災に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が遅れる事態
- 6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
- 6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退、損失
- 6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響

リスクシナリオNo.	番号	施策評価番号	担当部・課	事業名称	取組内容	現状（令和7年度末達成見込み）	目標（R8～R12年度）	達成目標値（指標）	R8年度 実施予定内容	R8 予定目標値（指標）	備考
1-1	①	2-5	都市整備部 建築指導課 各施設管理課	〇市有建築物の耐震化	〇宝塚市耐震改修促進計画において耐震化の対象とする市有建築物の耐震化対策を実施する 〇市有施設及び公共公益性の高い建築物の耐震診断及び耐震改修の実施 〇災害時における避難、救護、復旧対策活動の拠点となる市有施設及び病院、学校、社会教育施設、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設の耐震診断及び耐震改修の計画的な実施	〇市有建築物耐震化率98.8% ※健康福祉部健康推進課～健康センターについて 【健康推進課】 〇健康センターは耐震補強不要。口腔保健センターは建物が耐震性に欠け、かつ老朽化が著しいため、診療事業は令和3年度末に健康センターへ移転、口腔保健相談センターは令和4年12月に市内民間施設に移転した。	〇耐震改修未実施施設からの相対対応 【健康推進課】 〇所管する建物について、耐震基準を満たしている状態を継続する。	〇令和17年度末までに市有建築物耐震化率100% 【健康推進課】 〇耐震基準を満たしている状態を継続する。	〇耐震改修未実施施設からの相対対応 【健康推進課】 〇現行の基準では耐震補強不要のため、特になし。	〇未使用施設を除き市有建築物耐震化率100% 【健康推進課】 〇耐震基準を満たしている所管建物の割合 100%	
1-1	②	2-1(2)	都市安全部 総合防災課	〇住民自治を基本に市民の防災意識の向上	〇住民自治を基本に、市民一人ひとりと市民団体、企業、教育機関、医療機関、ボランティア団体など、防災に係るステークホルダー（関係団体）が、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、県、市を始め、防災関係機関との連携を図るとともに、それぞれが主体的に行動できるよう出前講座の実施や、シェイクアウト訓練、防災講演会、企業BCP研修などを継続的に開催し、防災意識の向上を図る。	〇ぼうさい出前講座 51回 〇1.17たからづかシェイクアウト一斉訓練 1回 〇避難所運営訓練 1回	〇ぼうさい出前講座を複数の機会を実施し、自助・共助・公助の考え方の理解を広げる。 〇1.17たからづかシェイクアウト一斉訓練を毎年度実施し、阪神・淡路大震災を経験していない人も含め、幅広い世代に地震の恐ろしさや身を守る方法を啓発する。 〇「宝塚市避難所運営マニュアル」に基づいた避難所運営訓練を実施し、災害時における行政と市民の連携及び円滑な避難所運営についての理解を広げる。	〇ぼうさい出前講座 30回 〇1.17たからづかシェイクアウト一斉訓練 1回 〇避難所運営訓練 1回	〇ぼうさい出前講座 30回 〇1.17たからづかシェイクアウト一斉訓練 1回 〇避難所運営訓練 1回	〇ぼうさい出前講座 30回 〇1.17たからづかシェイクアウト一斉訓練 1回 〇避難所運営訓練 1回	

1-1	㊸	2-1(2)	都市安全部 総合防災課 消防本部 予防課	○市民防災組織の育成	○各地区の防災活動の活性化に向け、防災リーダーを育成し、防災組織（地区防災組織・自主防災組織）の活動を支援する。	【総合防災課】 ○ひょうご防災リーダー養成講座修了者数 239名 ○地区防災計画の作成支援 ○学校単位での地区訓練の支援 3校 【予防課】 ○自主防災組織への活動啓発回数 2回（防災資器材交付事業、地域防災セミナー） ○自主防災組織の活動率 8%（見込55%程度）	【総合防災課】 ○市内各地域で活躍する防災リーダーを増やすため、兵庫県が主催の「ひょうご防災リーダー養成講座」の受講を促進する。 ○地域防災力強化訓練の促進を図るため、防災資器材をはじめとする訓練実施に要する物品を交付する。年度当初から学校園長会やまちづくり協議会代表者交流会等で周知を行い、支援制度の利用も促進する。 【予防課】 ○自主防災組織への活動啓発回数2回 ○自主防災組織の活動率100%	【総合防災課】 ○ひょうご防災リーダーの養成人数講座養成講座修了者数 260名 ○地区防災計画の作成支援 ○学校単位での地区訓練の支援 20校 【予防課】 ○自主防災組織への活動啓発回数2回 ○自主防災組織の活動率100%	【総合防災課】 ○ひょうご防災リーダーの養成人数講座養成講座修了者数 245名 ○地区防災計画の作成支援 ○学校単位での地区訓練の支援 20校 【予防課】 ○防災資器材交付事業 ○地域防災セミナー	【総合防災課】 ○ひょうご防災リーダーの養成人数講座養成講座修了者数 245名 ○地区防災計画の作成支援 ○学校単位での地区訓練の支援 20校 【予防課】 ○自主防災組織への活動啓発回数2回 ○自主防災組織の活動率100%
1-1	㊹	2-5	都市安全部 総合防災課 都市整備部 建築指導課	○液化化マップの周知・啓発 ○液化化対策工法の実施促進	○兵庫県が液化化危険度分布図を公表し、地震発生時に液化化による地盤被害を軽減するため、本市では民間住宅や建物所有者等に液化化対策の重要性を理解してもらい、取組が進められるよう、兵庫県及び関係団体等と連携を図りながら普及啓発を進める。 ○地盤に液化化の可能性がある場合の対策指導を行う。	【総合防災課】 ○液化化マップ及び対策については、県が公表している資料が平成22年5月20日策定の「地震動予測結果及び液化化危険度予測結果」内にて示されているが、海溝型地震となっており、昨今の南海トラフ地震に対応していない。今後県の動向を注視し、市としても対応を行っていくこととする。 なお、市ホームページでは、「液化化危険性予測」（ID1027497）を公表をおこなっている。 【建築指導課】 ○建築確認申請及び計画通知の機会を捉えた指導	【総合防災課】 ○未定（県の動向次第） 【建築指導課】 ○審査・相談体制の維持	【総合防災課】 ○液化化マップ及び対策については、南海トラフ地震に対応した、液化化が公表されればそれに準じた内容を市でも公表を行う 【建築指導課】 ○審査・相談体制の維持	【総合防災課】 ○液化化マップ及び対策については、県の動向を注視し、対応を行う。 【建築指導課】 ○審査・相談体制の維持	【総合防災課】 ○液化化マップ及び対策については、県の動向を注視し、対応を行う。 【建築指導課】 ○審査・相談体制の維持
1-1	㊺	2-5	都市整備部 建築指導課 各所管部課	○ブロック塀の点検、改修、撤去の促進	○建築確認行政の中での指導の強化 ○建設業者に対する安全施工の実施についての協力要請 ○定期点検の実施その他安全確保のためのPR ○ブロック塀等の定期点検の実施及びその他安全確保のためのPRの徹底 ○狭あい道路沿い等のブロック塀等重量塀の所有者に対する改修・除去その他安全化措置の実施の促進に関するPRの実施	○建築物の建替え、庁内外からの通報等の機会を捉えた指導の実施	○審査・相談体制の維持	○審査・相談体制の維持	○審査・相談体制の維持	○審査・相談体制の維持
1-1	㊻	3-2 3-3 3-4	健康福祉部 地域福祉課 介護保険課 障障福祉課 都市安全部 総合防災課	○避難行動要支援者の支援充実	○避難行動要支援者の把握と名簿作成 ○民生委員・児童委員、自治会・自主防災組織等の地域組織、近隣に居住する人々、福祉施設等の職員など、避難行動要支援者に身近に生活している人々への災害時の避難支援の取り組みの啓発 ○平時における地域避難支援体制を構築した団体に対する情報提供の同意が得られた避難行動要支援者名簿情報の提供	【地域福祉課他】 ○「避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）」の提供を進め、地域における支援体制の構築を推進 ○防災ワークショップ等を通じて「個別避難計画」を作成	【地域福祉課他】 ○「避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）」の提供を進め、地域における支援体制の構築を推進	【地域福祉課他】 ○「避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）」の提供を進め、地域における支援体制の構築を推進	【地域福祉課他】 ○「避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）」の提供を進め、地域における支援体制の構築を推進	【地域福祉課他】 ○「避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）」の提供を進め、地域における支援体制の構築を推進
1-1	㊼	2-5	健康福祉部 地域福祉課 都市整備部 建築指導課 各施設管理課	○社会福祉施設等における耐災害性の強化促進	○社会福祉施設等の耐災害性の向上 ○福祉避難所となる公立社会福祉施設の耐震診断・耐震補強工事等の計画的な実施 ○民間社会福祉施設に対する対災害性の向上促進	【地域福祉課】 ○総合福祉センターにおいて福祉避難所開設訓練を実施 【建築指導課】 ○福祉避難所となる公立社会福祉施設の耐震化率100%	【地域福祉課】 ○令和7年度実施の福祉避難所開設訓練内容の検証にともなう訓練の実施 【建築指導課】 ○多数利用建築物のうち耐震性の不十分な建築物 おおむね解消	【地域福祉課】 ○令和7年度実施の福祉避難所開設訓練内容の検証にともなう訓練の実施 【建築指導課】 ○令和17年度末までに多数利用建築物のうち耐震性の不十分な建築物 おおむね解消	【地域福祉課】 ○令和7年度訓練内容の検証 【建築指導課】 ○プッシュ型意識啓発の実施	【地域福祉課】 ○令和7年度訓練内容の検証 【建築指導課】 ○多数利用建築物のうち耐震性の不十分な建築物 おおむね解消

1-1	⑧	4-1	教育委員会管理部 子ども未来部 アフタースクール課 保育企画課	○学校・保育所等の耐災害性の安全対策促進	○学校等公共施設における落下物危険の防止 ○小・中学校、保育所等の公共施設の窓ガラスへの飛散防止用フィルムの装着、安全ガラス化等の措置 ○小・中学校、保育所等の公共施設の屋内における倒壊・落下物危険の防止 ○民間保育所等の耐震化等の減災対策指導	【施設課】 ○長寿命化改修工事及び予防改修工事を実施し、内部・外壁を改修し、建具を更新する。 【アフタースクール・保育企画課】 ○市立保育所の窓ガラスに飛散防止用フィルムを貼り、安全対策を実施している。(100% 7/7施設) ○市立保育所において、棚等の転倒防止・落下物防止対策を実施している。(100% 7/7施設) ○市立保育所の耐震工事が完了している。(100% 7/7施設) ○民間保育所の耐震化等の減災対策指導を検討する。 ○地域児童育成会において、棚等の転倒防止・落下物防止対策を実施している。(100% 23/23施設)	【施設課】 ○長寿命化改修工事を7校、予防改修工事を4校で実施する予定。 【アフタースクール・保育企画課】 ○市立保育所の窓ガラスに飛散防止用フィルムを貼り、安全対策を実施している。(100% 7/7施設) ○市立保育所において、棚等の転倒防止・落下物防止対策を実施している。(100% 7/7施設) ○市立保育所の耐震工事が完了している。(100% 7/7施設) ○民間保育所の耐震化等の減災対策指導を実施する。 ○地域児童育成会の窓ガラスに飛散防止用フィルムを貼り、安全対策を実施する。(100% 23/23施設)	【施設課】 ○改修工事実施校数 11校 【アフタースクール・保育企画課】 ○市立保育所の窓ガラスに飛散防止用フィルムを貼り、安全対策を実施している。(100% 7/7施設) ○市立保育所において、棚等の転倒防止・落下物防止対策を実施している。(100% 7/7施設) ○市立保育所の耐震工事が完了している。(100% 7/7施設) ○民間保育所の耐震化等の減災対策指導が実施されている。 ○地域児童育成会の窓ガラスに飛散防止用フィルムを貼り、安全対策を実施する。(100% 23/23施設)	【施設課】 ○長寿命化改修工事を3校で、予防改修工事を1校で実施する予定。 【アフタースクール・保育企画課】 ○市立保育所において、新たな棚等を設置した場合、必要に応じて、転倒防止・落下物防止対策を実施する。 ○民間保育所の耐震化等の減災対策状況を把握する。 ○地域児童育成会の窓ガラスに飛散防止用フィルムを貼り、安全対策を実施する。(100% 23/23施設)	【施設課】 ○改修工事実施校数 4校 【アフタースクール・保育企画課】 ○市立保育所の窓ガラスに飛散防止用フィルムを貼り、安全対策を実施している。(100% 7/7施設) ○市立保育所において、棚等の転倒防止・落下物防止対策を実施している。(100% 7/7施設) ○市立保育所の耐震工事が完了している。(100% 7/7施設) ○民間保育所の耐震化等の減災対策状況を把握している。 ○地域児童育成会の窓ガラスに飛散防止用フィルムを貼り、安全対策を実施する。(100% 23/23施設)
1-1	⑨	2-5	都市整備部 建築指導課	○民間住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等撤去の促進	○宝塚市耐震改修促進計画の作成・更新による住宅耐震化率等の目標設定 ○簡易耐震診断推進事業の普及啓発等 ○住宅耐震化促進事業の普及啓発等 ○住宅の耐震化に係る事業制度等の整備及び普及啓発等 ○耐震診断及び耐震改修に係る市民相談体制の整備、補助金や税制優遇措置等の制度の普及啓発等	○民間住宅の耐震化率95.7% (令和7年度住宅補助実績) 簡易耐震診断 21件 (23戸) 耐震改修計画策定 13件 耐震改修工事 8件 ホームページ、広報への掲載、ブース展示などにより事業を普及啓発	○耐震性の不十分な建築物 おおむね解消	○令和17年度未までに耐震性の不十分な建築物 おおむね解消	○プッシュ型意識啓発の実施	○耐震性の不十分な建築物 おおむね解消
1-1	⑩	2-5	都市整備部 建築指導課 開発審査課	○被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備	○被災建物応急危険度判定士の養成・確保の促進 ○県との連携による被災建築物応急危険度判定士の養成・確保の促進 ○近隣市町・民間業者等との応援協力体制の確保 ○特定行政庁となっている近隣市町や建築関係団体との応援協力体制を中心とした被災建物応急危険度判定士の早期確保に関する体制の整備 ○被災宅地危険度判定士の養成・確保の促進 ○県の判定士講習会の活用を中心とした判定士の養成・確保の促進 ○応急危険度判定の改善、県及び市町相互の支援等について ○危険度判定支援本部等との調整による危険度判定の実施体制の整備 ○危険度判定の実施に必要な資機材(判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シールド、腕章等)の備蓄	【建築指導課】(市在籍数) ○被災建築物応急危険度判定士77名 ○応急危険度判定コーディネーター1名 ○被災建築物応急危険度判定マニュアルを整備(更新) ○実施に要する資機材の備蓄 【開発審査課】 ○兵庫県宅地防災推進協議会が実施する被災宅地危険度判定士養成講習会に参加し、判定技術の向上を図る。また、未参加・新規職員等に実施訓練を周知し、被災宅地危険度判定士の人数確保に努める。 ○兵庫県宅地防災推進協議会が実施する被災宅地危険度判定実施訓練等に参加し、本市の被災宅地危険度判定の実施体制を整備する。 ○危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄整理する。	【建築指導課】 ○被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備 【開発審査課】 ○新規職員等へ兵庫県宅地防災推進協議会が実施する被災宅地危険度判定士養成講習会に参加し、必要な判定士数の確保に努める。 ○兵庫県宅地防災推進協議会が実施する被災宅地危険度判定実施訓練等に参加し、本市の被災宅地危険度判定の実施体制の整備に努める。 ○危険度判定の実施に必要な資機材の備蓄及び整理を行う。	【建築指導課】 ○被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備 【開発審査課】 ○令和6年度時点の被災宅地危険度判定士数 54人以上	【建築指導課】 ○被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備 【開発審査課】 ○令和6年度時点の被災宅地危険度判定士数 54人以上	【建築指導課】 ○実施本部体制の整備 【開発審査課】 ○令和6年度時点の被災宅地危険度判定士数 54人以上
1-1	⑪		都市整備部 開発審査課	○大規模盛土造成地の規制とマップ等による周知・啓発	○大規模地震発生時に起こりうる建物倒壊等の危険性について、住民が正確な知識・情報を持ち、建物の耐震化率の向上につなげるため、マップ等の普及啓発に取り組む。	○今後南海トラフ地震等の大震災の発生が懸念されることから、宝塚市内の大規模盛土造成地を市民へ周知し、市民の防災意識を高め、被害の軽減や災害を未然に防止に努める。 ○マップを市HPへの掲載や窓口にて配布する。	○今後南海トラフ地震等の大震災の発生が懸念されることから、大規模盛土造成地を市民へ周知し、市民の防災意識を高め、被害の軽減や災害を未然に防止に努める。 ○宝塚市内の大規模盛土造成地の位置及び規模を示すマップ等にて防災意識の啓発に取り組む。	○市民が大規模盛土造成地マップ等により、防災意識の向上を図る。	○宝塚市内の大規模盛土造成地を市民へ周知し、市民の防災意識を高め、被害の軽減や災害を未然に防止に努める。 ○マップを市HPへの掲載や窓口にて配布する。	○市民が大規模盛土造成地マップ等により、防災意識の向上を図る。

1-1	⑫	2-4	都市整備部 建築指導課	○沿道建築物耐震化事業	○緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化 ○宝塚市耐震改修促進計画に基づく、耐震診断及び耐震改修に係る補助金、税制優遇措置制度の普及啓発による沿道建築物の耐震化の促進	○通行障害既存耐震不適格建築物85件 (令和7年度住宅補助実績) 簡易耐震診断 21件(23戸) 耐震改修計画策定 13件 耐震改修工事 8件	○耐震性の不十分な建築物 おおむね解消	○令和17年度末までに耐震性の不十分な建築物 おおむね解消	○プッシュ型意識啓発の実施	○耐震性の不十分な建築物 おおむね解消	
1-1	⑬	2-5	都市整備部 住まいづくり推進課	○空家等対策計画	○適切に管理されていない空家の改善を図り、市民の安全・安心の確保に努めるとともに、健全な空家については地域の有効な資産と捉えて、流通や利活用を促進する。	○空き家バンク登録件数 0件 ○指導中の管理不全空家、特定空家の解決を目指す	○指導中の管理不全空家(6件)、特定空家(18件)の自主解体等による解決を目指す。 ○相続人不存在や所有者不明により所有者による解決が期待できない空家について、財産管理制度を利用し、解体や利活用を促進する。(5次要求が採択されることが前提)	○特定空家、管理不全空家(3件/年)の自主解体等による解決を目指す。 ○財産管理制度の利用による空家について、所有者不明土地建物管理人申立てを行い解決を目指す。	○補助金の利用を提案し、所有者の自主解体による解決を促す。 ○相続人不存在の管理不全な空家について、所有者不明土地建物管理人申立てを行い解決を目指す。	○特定空家、管理不全空家の自主解体等による解決(3件) ○財産管理制度の利用による空家の解決(1件)	民間流通により利活用が行われており、空き家バンクのニーズがないため、今後は特に、所有者不明など、行政が関わらなければ解決しない案件について、財産管理制度等を利用することで解決を促進し、空家の利活用を促進する。
1-1	⑭	5-2(1)	都市安全部 公園河川課	○公園の適正な維持管理	○災害発生時に防災拠点や、避難地として公園を安全・確実に活用できるように、公園の各種施設について適切な維持管理を図る。	○各種公園施設について適切な維持管理を実施している。	○引き続き施設維持管理業務の実施	○引き続き施設の適切な管理が実施されている。	○施設維持管理業務委託	○施設の適切な管理が実施されている。	
1-1	⑮	4-1	子ども未来部 保育企画課 教育委員会 管理部 学校教育課 施設課	○学校施設の安全対策	○地震等の災害時に児童生徒の安全確保と学校施設の被害を軽減するため、様々な安全対策を推進する。 ○小・中学校、保育所等における落下物危険の防止を図る。	【保育企画課】 ○市立保育所において、棚等の転倒防止・落下物防止対策を実施している。(100% 7/7施設) 【学校教育課】 ○宝塚市立小中学校において地域防災力強化訓練の実施 ○宝塚市立学校園において安全点検の実施 【施設課】 ○長寿命化改修工事及び予防改修工事を実施し、内部・外壁を改修し、建具を更新する。	【保育企画課】 ○市立保育所において、棚等の転倒防止・落下物防止対策を実施している。(100% 7/7施設) 【学校教育課】 ○地域防災訓練 全校実施 ○安全点検 全学校園実施 【施設課】 ○長寿命化改修工事を7校、予防改修工事を4校で実施する予定。	【保育企画課】 ○市立保育所において、棚等の転倒防止・落下物防止対策を実施している。(100% 7/7施設) 【学校教育課】 ○宝塚市立小中学校において地域防災力強化訓練 ○宝塚市立学校園において安全点検 【施設課】 ○改修工事実施校数 11校	【保育企画課】 ○市立保育所において、新たな棚等を設置した場合、必要に応じて、転倒防止・落下物防止対策を実施する。 【学校教育課】 ○宝塚市立小中学校において地域防災力強化訓練 ○安全点検 全学校園実施 【施設課】 ○改修工事実施校数 4校		
1-1	⑯	4-1(3)	教育委員会 学校教育部	○学校における安全教育・防災教育の充実	○大規模地震発生時における学校教職員の初動マニュアルの策定 ○大規模災害発生の場合を想定した「大規模災害発生時における学校教職員の初動マニュアル」の策定 ○教職員の連絡網の作成、待機及び出勤、学校の避難所等開設及び運営、避難と学校運営、児童・生徒及び教職員の被害状況の把握等のマニュアルへの記述 ○大規模地震発生時における応急教育対策用カリキュラムの作成 ○大規模災害発生の場合を想定した「大規模災害発生時における応急教育対策用カリキュラム」の作成 ○児童生徒の在宅時及び学校生活時における指導、教科書が入手できない場合における教育内容、幼児の在宅時及び園生活時における指導等の記述	○市内全市立学校において防災マニュアルを策定 ○防災マニュアル内に、初動マニュアルを明記 ○応急教育対策用カリキュラムについては現状整備できていないが、避難訓練など、災害に関する事前事後学習において指導している。 ○災害時における学習保障として、教科書が入手困難な状況でも実施できるようなタブレットを用いた学習の推進。	○防災マニュアルの改訂 ○タブレットを用いた学習の推進	○防災マニュアルの改訂全校実施 ○タブレットを用いた学習の推進 全校実施	○防災マニュアルの改訂 ○タブレットを用いた学習の推進		
1-1	⑰	2-1(3)	消防本部 総務課	○市町村消防の広域化連携	○大規模自然災害発生時の対応については、隣接消防相互応援協定や兵庫県下広域消防相互応援協定のほか、緊急消防援助隊の応援体制が整備され、迅速な対応が可能であるため、被災時に応援隊が円滑に活動できる受援体制や応援体制の更なる強化に向け検討を進める。	平成22年度に、宝塚市、川西市及び猪名川町消防広域化協議会を設立して以降、2市1町での広域化を目指してきたが、令和元以降は、広域化ではなく連携協力の観点で様々な分野で取り組みを継続している。令和7年度末においても、災害出動、区域調査及び各種研修の分野で連携を深めていく。	令和8年度以降も、災害出動、区域調査及び各種職員研修を継続する。また、現在の2市1町の枠組みだけでなく、さらに広域なエリアでの連携協力を模索する。	現在の2市1町だけでなく、さらに広域な範囲(阪神間)での連携協力を検討する。	災害出動、区域調査及び各種職員研修を実施する。	災害出動(消防車又は救急車)、区域調査(お互いの管内の地理把握、延べ60回程度)及び各種職員研修(年2回程度)を実施する。	

1-1	⑧	2-1(2) 2-1(3)	消防本部 総務課	○消防団の活性化・機能強化	○消防団施設・装備の一層の整備 ○青年層や女性層の入団促進の推進による消防団員確保 ○女性消防団員による積極的な火災予防啓発や応急手当普及啓発 ○自主防災組織や各関係機関との連携強化	○主に風水害に対応した救助資器材の充実 チェーンソー1機購入 ○ホームページによる入団促進 ○女性消防団員(基本団員)による火災予防啓発活動1回、応急手当普及員講習の実施 ○各関係機関の会議、イベント等に参加1回	○チェーンソーの新規購入 ○女性消防団員の入団促進を実施 ○女性消防団員による火災予防啓発活動を年間通じて実施、応急手当普及員講習の新規及び再講習の実施 ○各関係機関の会議、イベントに毎年参加する	○チェーンソー各分団保有率100% ○女性消防団員15%増員 ○女性消防団員(基本団員)による火災予防啓発活動年1回以上、応急手当普及員講習100%を維持 ○各関係機関の会議、イベント等に参加1回以上	○チェーンソー2機購入 ○西谷ふるさと祭りにおける入団促進 ○女性消防団員による火災予防啓発活動の実施、新規団員を対象とした応急手当普及員講習の実施 ○自治会主催の防災講習会に参加	○チェーンソー各分団保有率100% ○入団促進1名以上 ○火災予防啓発活動1回以上 ○応急手当普及員講習の実施1回以上 ○各関係機関の会議、イベント等に参加1回以上
1-1	⑨	2-1(3)	消防本部 救急課	○救急救命士の養成・能力向上	○救急救命士の養成を行う。 ○養成した救急救命士に対する認定救急救命士を養成する。	○現場救急救命士 56名 ○現場認定救急救命士 48名	○退職や人事異動に加え、休暇の取得により救急救命士の人数が一定でなく変動することを踏まえ、現場で活動する救急救命士を救急車への複数乗車(指標:複数乗車率)を目標とし、救急救命士及び認定救命士の要請を計画的に実施する	○救急車への救急救命士複数乗車率100%を目標とし、救急救命士及び認定救命士の要請を計画的に実施する	○救急救命士の養成1名 ○養成した救急救命士に対する認定救命士の養成1名	○救急救命士及び認定救命士の要請を計画的に進めることで、救急車への複数の救急救命士の乗車率を100%とする
1-2	①	2-1(1)	都市安全部 総合防災課 各施設所管部	○防災拠点の整備と避難地等の指定	○防災拠点機能の設備整備 ○商用電力・水道供給停止時におけるバックアップ設備の機能強化 ○指定緊急避難場所(指定避難所、避難地)等の指定確保 ○市南部地域住宅密集地の各2km圏に1か所ずつの「避難地」の確保 ○避難地と指定避難所及びそのグラウンド等の空間の「指定緊急避難場所」としての指定及び防災公園等に関する関係部署と連携した必要な環境整備 ○企業保養所、ゴルフ倶楽部、地域住民組織から申出のあった建物などについて「指定緊急避難場所」または「避難地」としての利用に関する協力協定締結の要請 指定緊急避難場所(指定避難所、避難地)等の確保	【総合防災課】 ○避難地については、雲雀丘学園、宝塚市ゴルフ場協議会に加盟するゴルフ場、宝塚高原ゴルフクラブと避難所に関する協定を締結済である。 ○防災公園については、市備蓄倉庫、すみれ防災スピーカー及び耐震性貯水槽(水道部門)を整備した。	【総合防災課】 ○避難地については、シュミレーション訓練を通じて、具体的な避難所運営の向上に努める。 ○防災公園については、今後、老朽化していく防災機器等について円滑に更新を行う。	【総合防災課】 ○避難地については、訓練の実施をもって目標達成とする。 ○防災公園については、耐用年数時期に適切な更新を行う。	【総合防災課】 ○避難地については、未定すみれ防災スピーカーについては、耐用年数が令和11年に達するため適切に更新を行う。	【総合防災課】 ○避難地については、訓練の実施をもって目標達成とする。 ○防災公園については、耐用年数時期に適切な更新を行う。
1-2	②	2-6(1)	都市安全部 道路整備課	○緊急交通路等の確保	○災害発生時における救助、救急、消火、医療の諸活動及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施できるよう緊急交通路等を確保する。 ○緊急活動用道路の指定・整備 ○災害時における被災者の救援救護活動と効率的な緊急物資の輸送を行うための「緊急活動用道路」の指定及び優先的な耐震強化の推進 ○必要に応じ、「緊急活動用道路」に関する国・県への道路整備の要請	○都市計画道路整備率 76.3%	○都市計画道路整備事業の推進 ・荒地西山線 ・競馬場高丸線 ・山手幹線 ・中筋伊丹線	○都市計画道路整備率 77.9%	○都市計画道路整備事業 ・荒地西山線 ・競馬場高丸線 ・山手幹線 ・中筋伊丹線	○都市計画道路整備率 +0.3%
1-2	③	2-1(3)	消防本部 警防課 予防課	○平時の環境保全を基本に大規模火災(林野火災)時の体制確保	○林野火災に強い地域づくりの推進 ○防火線・防火林の整備等森林環境の整備 ○大規模火災(林野火災)時に迅速な災害対応が図れるよう庁内の配備・運用体制を確保する ○森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導 ○林野火災多発期における監視パトロール等の実施 ○防火思想の普及	【警防課】 ○林野火災対応訓練の実施(1回) ○林野火災用資器材の点検整備(随時) ○林野踏査による山道等の現況確認(随時) ○林野火災防止用標識の設置(随時) 【予防課】 ○幼年消防クラブの防火思想啓発回数 30回(見込み 合計42回) ○少年消防クラブの防火思想啓発回数 1回(見込み 合計2回) ○女性防火クラブの防火思想啓発回数 8回(見込み 合計13回)	【警防課】 ○林野火災対応訓練の実施 ○林野踏査による山道等の現況確認 ○林野火災防止用標識の設置 ○林野火災用資器材の更新 ○兵庫県消防防災航空隊との連携訓練の実施 【予防課】 防火思想啓発回数については例年と同様に実施予定。	【警防課】 ○林野火災対応訓練を年1回以上実施し、災害対応力の向上を図る。 ○林野踏査を年1回以上実施し、山道や水利状況の確認 ○林野火災用資器材を計画的な更新 ○航空隊との連携訓練による連携力強化 【予防課】 【予防課】 各クラブにおいて防火思想が普及している。	【警防課】 ○林野火災対応訓練の実施(1回) ○林野火災用資器材の点検整備(随時) ○林野踏査による山道等の現況確認(随時) ○林野火災防止用標識の設置(随時) 【予防課】 【予防課】 各クラブにおいて防火思想が普及している。	
1-2	④			○住民自治を基本に市民の防災意識の向上	1-1 ②再掲					

1-2	⑤			○市民防災組織の育成	1-1 ③再掲							
1-2	⑥			○社会福祉施設等における耐災害性の強化促進	1-1 ⑦再掲							
1-2	⑦			○学校・保育所等の耐災害性の安全対策促進	1-1 ⑧再掲							
1-2	⑧	2-5	都市整備部 都市計画課 建築指導課	○防火地域等の指定維持	○防火地域の指定維持 ○商業地のうち、広域からの不特定多数の人々が集積する主要な地区等における防火地域の指定維持等による耐震建築物等の建築誘導	【建築指導課】 建築確認申請及び計画通知の機会を捉えた指導 【都市計画課】 防火地域：南口地区、逆瀬川地区	【建築指導課】 審査・相談体制の維持 【都市計画課】 現状の指定を維持する	【建築指導課】 審査・相談体制の維持	【建築指導課】 審査・相談体制の維持	【都市計画課】 100%	【建築指導課】 審査・相談体制の維持	【都市計画課】 開発事業者に開発構想届を提出させ、指定の有無を通知する。 【都市計画課】 100%
1-2	⑨			○市有建築物の耐震化	1-1 ⑩再掲							
1-2	⑩			○空家等対策計画	1-1 ⑬再掲							
1-2	⑪	5-2(1)	都市安全部 公園河川課	○公園整備事業	○都市公園整備事業 ○公園の空白地域を最優先とした防災機能を有した公園の計画的整備	○公園の空白地域を優先的に防災機能の有した公園整備を検討する。	○引き続き防災機能を有した公園整備について検討する。				○引き続き防災機能を有した公園整備について検討する。	
1-2	⑫			○学校における安全教育・防災教育の充実	1-1 ⑭再掲							
1-2	⑬			○市町村消防の広域化連携	1-1 ⑯再掲							

1-2	⑭	2-1(3)	消防本部 警防課 都市安全部 公園河川課 上下水道局 下水道課 工務課	○消防水利の確保対策	○消防水利整備事業 ○既存防火水槽の適正な維持管理を図る ○防火水槽保有量の最適化を進める ○河川・ため池等の活用 ○主要な河川や大規模なため池等を防災帯・防災施設として位置づけ ○主要な河川や大規模なため池等を震災時の避難地、消防水利として活用できるように整備 ○ビル保有水、プール、雨水貯留施設、親水公園・公共下水道雨水幹線等の利用を円滑に行うための条件整備の推進 ○空中消火用消火水利所有者との協力協定を締結	【警防課】 ○道路敷きの防火水槽について、撤去工事2基及び改修工事1基を実施 ○劣化したマンホールの取替等の修繕工事を2箇所で行う	【警防課】 ○宝塚市消防水利整備計画内の事業スケジュールに基づき、50年を経過した道路敷きの防火水槽について撤去及び改修工事を実施する。	【警防課】 ○年度ごとの防火水槽撤去及び改修工事の実施数を3基とする。	【警防課】 ○宝塚市消防水利整備計画内の事業スケジュールに基づき、50年を経過した道路敷きの防火水槽について撤去及び改修工事を実施する。	【警防課】 ○道路敷きの防火水槽について、撤去工事3基実施 ○劣化したマンホールの取替等の修繕工事を2箇所で行う	消防本部以外の担当課は必要に応じてバックアップ
1-2	⑮			○消防団の活性化・機能強化	1-1 ⑮再掲						
1-2	⑯			○救急救命士の養成・能力向上	1-1 ⑯再掲						
1-3	①	2-8	都市安全部 公園河川課 上下水道局 下水道課 総務課	○長期湛水の早期解消に向けた対策	○市が実施する荒神川都市基盤河川改修事業及び県が実施している大堀川河川改修工事の整備促進 ○在来水路（農業用水路などで公共下水道として認定していない水路）の公共下水道として認定や必要な改善整備 ○既設の公共下水道雨水施設及び在来水路等の浸透・補修等の維持管理	【公園河川課】 ○荒神川改修延長 765/990(m) 【上下水道局総務課】 ○下水道（雨水）の維持管理としてのスクリーン清掃、巡視：年間148日	【公園河川課】 OR11年度に荒神川改修を完了する 【上下水道局総務課】 ○水路のスクリーン清掃や巡視、雨水ゲートの点検や遠隔監視などの維持管理を継続	【公園河川課】 ○荒神川改修延長 990/990(m) 【上下水道局総務課】 ○下水道（雨水）の流下阻害による被害を防ぐ	【公園河川課】 ○荒神川改修事業においては安場橋下部(15m)の改修工事を実施する。 【上下水道局総務課】 ○水路のスクリーン清掃や巡視、雨水ゲートの点検や遠隔監視などの維持管理を継続	【公園河川課】 ○荒神川改修延長 780/990(m) 【上下水道局総務課】 ○下水道（雨水）の流下阻害による被害を防ぐ	
1-3	②	2-7(1)	都市安全部 総合防災課 健康福祉部 地域福祉課	○風水害・土砂災害に関する的確な避難情報の判断・伝達	○水害、土砂災害に関する的確な避難情報の判断及び住民への情報伝達ができるよう、最新の知見や制度の見直しに合わせ、遅滞なく避難情報の判断・伝達マニュアルの修正を行い、的確に避難情報の判断・伝達を行う。 ○要配慮者の避難支援マニュアルの作成 ○防災担当と福祉担当の連携と情報の共有化による要配慮者や避難指示者への避難情報（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保）の伝達体制の確立及び具体的な避難支援プラン、避難支援マニュアルの作成	【総合防災課】 ○避難情報の判断・伝達マニュアルの整備 【地域福祉課】 ○「災害時民生児童委員行動マニュアル」を作成	【総合防災課】 ○毎年度見直しを図る。 【地域福祉課】 ○要配慮者の避難支援マニュアルの更新	【地域福祉課】 ○要配慮者の避難支援マニュアルの更新	【地域福祉課】 ○マニュアルの適切な運用	【地域福祉課】 ○マニュアルの適切な運用	
1-3	③	2-7(1)	都市安全部 総合防災課 各施設所管部	○要配慮者利用施設の避難体制の確保	○水防法、土砂災害防止法に基づき浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に避難確保計画の策定や訓練の実施を促進する。	【総合防災課】 ○要配慮者利用施設の避難確保計画策定促進 ○要配慮者利用施設の避難訓練実施促進	【総合防災課】 ○要配慮者利用施設の避難確保計画策定率 ○要配慮者利用施設の避難訓練実施率	【総合防災課】 ○要配慮者利用施設の避難確保計画策定率 ○要配慮者利用施設の避難確保計画策定率	【総合防災課】 ○新規施設に対して避難確保計画策定促進 ○要配慮者利用施設の避難確保計画策定率	【総合防災課】 ○要配慮者利用施設の避難確保計画策定率 100% ○要配慮者利用施設の避難確保計画策定率 100%	

1-3	④	2-7(1) 2-7(2)	都市安全部 公園河川課 総合防災課	○治水対策	○河川防災計画 ○県宝塚土木事務所へ一級河川、二級河川に関する必要な改善整備の要望 ○武庫川上流部の広範囲な情報の把握及び市内の水位の変化予測 ○河川管理施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上の検討、適切な対応策の実施 ○浸水等による二次災害発生が想定される地域における水門、樋管等の河川構造物の改築、改良の優先的実施 ○県が公表する浸水想定区域図を基にした洪水予報等の伝達方法及び避難所等の情報を掲載した防災マップの作成及び市民への配布	【公園河川課】 ○国交省等への要望 8回 【総合防災課】 ○水防計画の改定	【公園河川課】 ○治水に関する要望活動を実施する 【総合防災課】 ○毎年度見直しを行い、計画を改定する。	【公園河川課】 ○国交省等への要望を年8回程度行う 【総合防災課】 ○毎年度の更新	【公園河川課】 ○治水に関する要望活動を実施する 【総合防災課】 ○国や県の動きを注視し、修正内容に合わせた計画改定	【公園河川課】 ○国交省等への要望 8回 【総合防災課】 ○国や県の動きを注視し、修正内容に合わせた計画改定	
1-3	⑤		都市安全部 総合防災課 都市整備部 建築営繕課 住まいづくり 推進課 施設マネジメント課	○広域避難体制の整備	○広域的市町村相互応援協定の締結 ○広域避難タイムラインの運用が図れるよう大規模水害・土砂災害の発生に備え、防災関係機関や庁内各対策部と連携するとともに、市民の避難体制を確保する。 ○広域の自治体との協定について住宅供給に関する項目の追加検討	【総合防災課】 ○県下を基本として取組は進んでいない。 【建築営繕課他】 ○住宅供給については、県と市が連携して事務の整備を行っているが、広域の他自治体との連携等についての取り組みはできていない。	【総合防災課】 ○県下を基本として災害時相互応援協定締結市などの共通課題とした認識をもちたい。 【建築営繕課他】 ○県との連携の中で、広域の自治体との協定について協議し、必要に応じて協定への項目追加を検討する。	【総合防災課】 ○必要に応じて、関係課とも足並みを揃えて協定項目への追加等に関して調整を行う。 【建築営繕課他】 ○必要に応じて協定への項目追加を行う。	【総合防災課】 ○阪神間の自治体などとも共通課題とした認識をもちたい。 【建築営繕課他】 ○県との連携の中で、広域の自治体との協定について協議する。	【総合防災課】 ○阪神間などの担当者会議等で共通認識をもつこととして意見交換を行う。 【建築営繕課他】 ○協議の実施 100%	
1-3	⑥			○住民自治を基本に市民の防災意識の向上	1-1 ②再掲						
1-3	⑦			○市民防災組織の育成	1-1 ③再掲						
1-3	⑧			○避難行動要支援者支援の充実	1-1 ⑥再掲						
1-3	⑨			○社会福祉施設等における耐災害性の強化促進	1-1 ⑦再掲						
1-3	⑩			○学校・保育所等の耐災害性の安全対策促進	1-1 ⑧再掲						
1-3	⑪	2-5	都市整備部 都市計画課	○居住の誘導	○宝塚市立地適正化計画に基づく居住誘導の推進	○宝塚市立地適正化計画において、居住が適切でない区域（土砂災害特別計画区域、急傾斜地崩壊危険区域、生産緑地地区、都市公園）を居住誘導区域から除いている。	○新たに居住に適切でない区域が指定された場合は、居住誘導区域から除く。	○100%	○宝塚市立地適正化の中間見直しに向けて、データの確認等を行う。	○中間見直しに向けて、計画の目標値に対する達成状況を確認する。	

1-3	⑫	2-8(1) 2-8(2)	上下水道局 下水道課	○豪雨時の冠水対策	○集中豪雨等に対する雨水対策 ○マッピングシステム等の導入による管路等の管理体制の強化及び復旧支援体制の強化 ○雨水管理総合計画の策定について検討する	○水害危険予想箇所（全9.38ha）の浸水軽減対策実施率：38.9%	○水害危険予想箇所（全9.38ha）の浸水軽減対策をR12までに完了	○水害危険予想箇所の浸水軽減対策実施率：R12までに100%	○水害危険予想箇所のうち向月町地区をR8～R9の2カ年で実施予定	○水害危険予想箇所の浸水軽減対策実施率：R8末で69.5%	○下水道（雨水）台帳システムは第1期中に整備済み
1-3	⑬	2-8	上下水道局 下水道課	○下水道施設老朽化対策事業	○下水道施設のストックマネジメント計画に基づく既存下水道施設の老朽化対策の推進	○下水道（汚水）のうちコンクリート製管の老朽化率：6.08%	○下水道（汚水）のうちコンクリート製管の老朽化率を抑える	○下水道（汚水）のうちコンクリート製管の老朽化率：10%以下	○管更生と詳細調査を実施予定	○管更生：1km ○詳細調査：16km	
1-3	⑭	2-1(1)	都市安全部 総合防災課	○水防対策（地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策）	○水防倉庫の整備等 ○水防倉庫の設置及び資機材の備蓄、更新、補充及び拡充 ○関係部署、関係団体との連絡、連携体制の強化	○水防等活動業務に関する協定の締結 7団体	○毎年度協定を締結し、災害対応体制を強化する。	○協定締結 7団体	○継続した協定の締結	○協定締結 7団体	
1-3	⑮		産業文化部 北部振興企画課	○ため池の防災・減災対策	○集中豪雨や大規模地震などの自然災害に対応するため、兵庫県及びため池管理者とも連携し、防災・減災対策を総合的に推進する。	○計画的なため池点検による老朽化の現状を把握する。 ○老朽化進行により、堤体決壊時、下流への災害リスクから順次、改修事業や廃止の検討を行う。 ○出水期におけるため池の期間放流を行い、豪雨時に貯留水を確保することで減災対策を検討する。	○県・市による定期的なため池パトロールを継続し、現状把握に努める。 ○農業用水として使用していないため池については、廃止検討を県・管理者と協議する。 ○一定の貯留水量が確保できるため池をリストアップし、出水期の期間放流を協力依頼を行う。	○ため池点検の継続 ○ため池改修N=1箇所、廃止N=2箇所 ○期間放流のため池 N=2箇所	○ため池点検の継続 ○ため池改修N=1 ○期間放流のため池 N=2箇所	○ため池点検の継続 ○ため池改修N=1 ○期間放流のため池 N=2箇所	
1-3	⑯	2-8	上下水道局 下水道課	○排水機場老朽化対策事業	○集中豪雨に対して、排水機場の効率的な運転と適正な維持管理を行いながら老朽化対策を進める	○雨水ポンプ場の更新状況として設備の健全度2の達成割合：8.8%	○雨水ポンプ場2箇所（武庫川ポンプ場・西田川ポンプ場）のうち、武庫川ポンプ場の更新をR10までに完了	○雨水ポンプ場設備の健全度2の達成割合：50%	○武庫川ポンプ場の更新をR8～R10の3カ年で実施予定	○雨水ポンプ場設備の健全度2の達成割合：16.6%	
1-3	⑰	2-7(1)	都市安全部 公園河川課	○雨量情報の管理	○雨量水位等に関する情報を迅速に収集し、降雨等による災害の未然防止、被害の軽減に努め、市民生活を守る。	○雨量情報収集システムの保守点検2回	○市民へリアルタイムに雨量情報を提供する	○雨量情報収集システムの保守点検を年2回行う	○雨量情報収集システムの保守点検を行う	○雨量情報収集システムの保守点検2回	
1-3	⑱			○学校における安全教育・防災教育の充実	1-1 ⑯再掲						
1-4	①			○住民自治を基本に市民の防災意識の向上	1-1 ⑱再掲						
1-4	②			○市民防災組織の育成	1-1 ⑳再掲						
1-4	③			○風水害・土砂災害に関する確かな避難情報の判断・伝達	1-3 ㉑再掲						
1-4	④			○要配慮者利用施設の避難体制の確保	1-3 ㉒再掲						
1-4	⑤			○社会福祉施設等における耐災害性の強化促進	1-1 ㉓再掲						

1-4	⑥			○学校・保育所等の耐災害性の安全対策促進	1-1 ⑥再掲						
1-4	⑦			○居住の誘導	1-3 ⑦再掲						
1-4	⑧	2-7	都市安全部 公園河川課 総合防災課	○土砂災害対策	○土砂災害警戒区域等の指定促進と市民への周知 ○県との連携による土砂災害警戒区域等の指定が必要な箇所への指定促進及び該当箇所周辺住民等への指定の趣旨、必要性、効果等の周知 ○土砂災害警戒区域に対する危険度調査の実施及び水害危険予想箇所（山崩れ）の指定 ○防災マップの作成	【公園河川課】 ○兵庫県が土砂災害特別警戒区域の指定をH30年度から順次行っており、R元年度で市内全域の指定が完了した。 ○指定に伴う水害危険予想箇所の追加・修正を行った。 ○区域の新規指定や変更について県との調整を行う。 【総合防災課】 たからつか防災マップ(Web・紙面)を作成し、市民周知を図っている。	【公園河川課】 ○県の指定に応じて、水害危険予想箇所の追加・修正を行う。 ○引き続き区域の新規指定や変更について県との調整を行う。 【総合防災課】 毎年度1回、防災マップの見直しを図り更新する。	【公園河川課】 追加・修正箇所等の調整反映 【総合防災課】 マップの更新率100% (1/年)	【公園河川課】 ○県の指定に応じて、水害危険予想箇所の追加・修正を行う。 ○引き続き区域の新規指定や変更について県との調整を行う。 【総合防災課】 防災マップの見直しを図り、指定箇所の変更等があれば反映させ、市民周知する。	【公園河川課】 追加・修正箇所等の調整反映 【総合防災課】 マップの更新率100% (1/年)	
1-4	⑨	5-2(3)	都市安全部 公園河川課 産業文化部 農の魅力創造課	○森林の保全	○緑地保全地区の指定等の推進 ○緑地保全地区の都市計画決定の推進 ○里山林の整備 ○跡石事業後跡地、伐採跡地等植林地調査 ○南部市街地周辺の自然緑地の緑地保全地区等の指定の推進 ○北部地域の自然緑地の緑地保全地区指定による自然緑地ゾーンの保全、整備 ○武庫川右岸地域の六甲山系グリーンベルト地域における防災緑地の整備	【公園河川課】 ○南部地域においては、丘陵ベルトを構成する南部市街地周辺の自然緑地について、環境保全、防災及び景観形成の観点から積極的に保全、活用するため、緑地保全地区等の指定を推進する。 【農の魅力創造課】 ○県事業や森林環境譲与税をはじめとした支援を実施し、森林の保全を図っている。	【公園河川課】 ○引き続き緑地保全地区等の指定を推進する。 【農の魅力創造課】 ○現状の制度を引き続き活用し、支援していく。また、必要に応じて現地確認やニーズの聞き取りを行う。	【公園河川課】 ○緑地保全地区等の指定推進 【農の魅力創造課】 ○引き続き森林の保全ができるよう当該制度を活用し、支援を行う。	【公園河川課】 ○引き続き緑地保全地区等の指定を推進する。 【農の魅力創造課】 ○引き続き森林の保全ができるよう当該制度を活用し、支援していく。		
1-4	⑩			○学校における安全教育・防災教育の充実	1-1 ⑩再掲						
リスクシナリオNo.	番号	事務事業番号	担当部・課	事業名称	取組内容	現状（令和7年度未見込み）	目標（R8～R12年度）	達成目標値（指標）	R8年度 実施予定内容	R8 予定目標値（指標）	前年度目標達成値
2-1	①		都市安全部 総合防災課 所管関係部	○行政防災機能の整備とデジタル技術の活用	○災害対策の中核拠点と平常時の自助・共助力の向上のための連携拠点として、行政施設の防災機能の向上と情報伝達手段や事務の効率化などをはじめとする様々なデジタル技術の活用、応用を図る	○避難所には災害時優先携帯電話を配備できている	○避難所や災害時の地域拠点となる公共施設に対して、情報伝達手段として災害時携帯電話を配備できるよう台数を確保する。また新しいデジタル技術を活用した通信手段などがあれば導入を検討する。	○災害時に各公共施設に災害時優先携帯電話を配備できるようにする	○災害時優先携帯電話の配備計画の見直し	○災害時に各公共施設に災害時優先携帯電話を配備できるようにする	
2-1	②			○防災拠点の整備と避難地等の確保	1-2①再掲						
2-1	③			○緊急交通路等の確保	1-2②再掲						

2-1	⑭			○消防団の活性化・機能強化	1-1⑭再掲								
2-1	⑮			○救急救命士の養成・能力向上	1-1⑮再掲								
2-2	①			○防災拠点の整備と広域避難地等の確保	1-2①再掲								
2-2	②			○緊急交通路等の確保	1-2②再掲								
2-2	③	3-1(3)	宝塚市立病院	○医療体制の整備	○病院機能の早期回復に係る整備と医療関係者の確保、DMAT等の医療資源の受け入れ体制の整備	○DMATを1チーム以上保有 ○非常用発電機 2日程度稼働 ○診療材料、医薬品備蓄 3日程度 ○食料、飲料備蓄 3日程度(患者、職員) ○高速衛星通信スターリンクの整備予定	○現状を維持	○なし	○現状を維持	○なし			
2-2	④	3-1(3)	健康福祉部健康推進課	○医薬品等の確保及び供給体制整備	○市医師会等との協力体制の確保 ○避難所等使用する医薬品等をはじめ、救急医薬品・医療資器材等の調達を適切に行うため、国、県、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会との連携・協力体制の確保	○市・市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会との間で「災害時医療救護体制の確立に関する協定」を締結し、協力体制を確保している。 ○災害時に活用する医薬品・医療器材の一定数は備蓄しており、市内の公共施設4か所に保管・管理している。	○市・市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会との間で「災害時医療救護体制の確立に関する協定」を締結し、協力体制を確保する。 また、災害時に活用する医薬品・医療器材の備蓄を継続して行う。	○期間を通じて協力体制を確保する。	○協定に基づき、市で確保している医薬品等について、市医師会、市薬剤師会立ち合いのもと、点検を実施する。	○点検回数 1回			
2-2	⑤	3-1	宝塚市立病院 健康福祉部健康推進課 消防本部救急課	○災害時の医療救護活動	○国、県、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、救護団体等との連携・協力体制の確保 ○多数負傷者の医療救護体制、被災者の健康管理体制の整備	【宝塚市立病院】 ○トリアージ訓練の実施 ○DMAT訓練(国、近畿、県)の参加 ○災害初動対応研修(DMAT以外の職員向け) 【健康推進課】 ○市・市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会との間で「災害時医療救護体制の確立に関する協定」を締結し、協力体制を確保している。(健康福祉部健康推進課) 【救急課】 ○多数傷病者取扱い訓練(1回) ○救急業務計画及び集団災害時におけるトリアージ運用要領に基づき、医療機関と連携を図る ○宝塚市救急ワークステーションの充実	【宝塚市立病院】 ○現状を維持 【健康推進課】 ○市・市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会との間で「災害時医療救護体制の確立に関する協定」を締結し、協力体制を確保する。 【救急課】 ○救急業務計画及び集団災害時におけるトリアージ運用要領に基づき、地域の医療機関と連携し、医療救護体制の整備を促進するほか、効率的な情報共有と支援体制の強化を図る ○宝塚市救急ワークステーションの充実	【宝塚市立病院】 ○現状を維持 【健康推進課】 ○「災害時医療救護体制の確立に関する協定」を継続する。 【救急課】 ○救急業務計画及び集団災害時におけるトリアージ運用要領に基づき、多数傷病者取扱い訓練(1回) ○救急業務計画及び集団災害時におけるトリアージ運用要領に基づき、多数傷病者取扱い訓練を実施 ○宝塚市救急ワークステーションの実施	【宝塚市立病院】 ○なし 【健康推進課】 ○期間を通じて協力体制を確保する。 【救急課】 ○救急業務計画及び集団災害時におけるトリアージ運用要領に基づき、多数傷病者取扱い訓練を実施 ○宝塚市救急ワークステーションの充実				
2-2	⑥	2-6	都市安全部道路整備課	○道路の無電柱化	○電柱等の倒壊による道路の寸断を防止するため、道路網の無電柱化を推進する。	○整備促進地区内無電柱化整備率57.1%(整備促進地区7地区中4地区完了より)	○整備促進地区内の無電柱化推進・清洲神岡周辺地区・小浜地区・JR阪急中山駅周辺地区	○整備促進地区内無電柱化整備率71.4%(7地区中5地区)	○予定なし				※街路、再開発、区画整理事業等の整備を推進している
2-2	⑦			○道路施設長寿命化	2-2④再掲								
2-2	⑧			○道路橋梁の耐震化	2-2⑤再掲								
2-2	⑨			○道路の新設、改良、拡幅	2-2⑥再掲								
2-2	⑩			○迅速な道路啓開の実施	2-2⑦再掲								
2-2	⑪			○救急救命士の養成・能力向上	1-1⑮再掲								
2-3	①	2-1	都市安全部総合防災課	○避難所の確保と運営体制の確立	○避難所の環境整備を推進する。 ○各施設管理者、施設周辺事業所及び自主防災組織等との運営協力体制の確保 ○避難所運営マニュアルを必要に応じて更新するなど、地域と協力し、各地区の避難所運営体制の確立を推進する。	○市避難所運営マニュアルの更新 ○地域住民による避難所運営マニュアルの作成・更新の促進	○避難者の多様なニーズに対応できるよう、市避難所運営マニュアルを更新する。 ○各まちづくり協議会で作成する避難所運営マニュアルについて、作成・更新を促進する。	○年度毎の更新 ○作成・更新を行ったマニュアル数	○市避難所運営マニュアルの更新 ○地域住民による避難所運営マニュアルの作成・更新の促進	○令和8年度中の更新 ○地域住民による避難所運営マニュアルの作成・更新 1件			
2-3	②		都市安全部総合防災課	○避難所外避難者等への支援	○在宅避難者や車中泊避難者に対する支援策の検討や、支援情報の提供について整備する。	○地域防災拠点となる避難所等からの支援策について研究中 ○災害ポータルサイト・安心メール・すみれ防災スピーカーでの多重の情報発信	○地域防災拠点となる避難所等からの支援策について検討のうえ調整する。 ○各情報発信ツールの操作習熟度の向上	○支援策についての避難所運営マニュアルを改訂する。 ○本部班職員の操作習得	○支援策等の方向性について検討する。 ○本部班職員への操作研修の実施	○支援策等の方向性を示す。 ○本部班職員への操作研修を行う			
2-3	③	2-1(1)	都市安全部総合防災課	○避難所開設時における地域拠点との効率的な情報伝達体制の確保	○通信手段や情報システムなどを整備する。	○災害時優先携帯電話による連絡及び災害情報システムを用いた情報共有	○システムの操作習熟度の向上を図る	○避難所班である教育委員会が、システム操作を習得する。	○避難所班へのシステム操作研修の実施	○避難所班へのシステム操作研修を行う			

2-3	④	5-3(2)	環境部 生活環境課 都市安全部 総合防災課	○家庭動物及び愛護動物の救援	○負傷動物や逸走状態の動物の保護等を図るため、関係機関との連携体制の構築に努める。 ○家庭動物と同行避難した避難者について、適切に受け入れるとともに、避難所における家庭動物の受入状況の把握や、獣医師会等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。	【生活環境課】 ○獣医師会との連携は行っている。 【総合防災課】 ○関係機関との協定締結の推進2件 ○出前講座、訓練等での地域住民への啓発 4件	【生活環境課】 ○災害時の連携について、獣医師会と検討を行う。 【総合防災課】 ○災害時におけるペットの保護・受け入れ等に関して、関係機関との協定締結を推進する。 ○ペットの同行避難や避難所でのルール、平時の備えについて、出前講座や防災訓練等を通じて地域住民への啓発を行う。	【生活環境課】 ○災害時の連携について、獣医師会と検討を行う。 【総合防災課】 ○協定締結数 ○啓発実施回数	【生活環境課】 ○災害時の連携について、獣医師会と検討を行う。 【総合防災課】 ○関係機関との協定締結の推進 ○出前講座、訓練等での地域住民への啓発	【生活環境課】 ○災害時の連携について、獣医師会と検討を行う。 【総合防災課】 ○協定締結数 1件 ○啓発実施回数 5件
2-3	⑤			○広域避難体制の整備	1-3⑤再掲					
2-3	⑥			○行政防災機能の整備とデジタル技術の活用	2-1①再掲					
2-3	⑦		環境部 生活環境課	○ご遺体の適切処理	○災害により多数の犠牲者が発生した場合に、遺体の安置(身元不明含)、処置、火葬等を計画的に円滑かつ適正に行う。	○庁内の安否不明者等氏名等公表業務作業部に参加し、身元不明者などの取り扱いについて検討している。 ○関係機関や、事業所など連携する必要があるが、具体的に取組めていない。	○安否不明者についての、具体的な取組みを庁内でまとめる必要がある。 ○兵庫県などと連携し、葬儀団体や、遺体搬送の業界団体と関係強化を図る必要がある。	○安否不明者等氏名公表についてマニュアルを作成する。 ○各団体と具体的な取組みについて連携を図る。	○庁内の安否不明者等氏名公表業務作業部に参加する。 ○兵庫県や、関係団体、近隣各市に連携について働きかける。	○安否不明者等氏名公表についてマニュアルを作成する。 ○各団体と具体的な取組みについて連携を図る。
2-3	⑧	5-3 5-4	環境部 クリーンセンター管理課 建設課 業務課	○し尿及び浄化槽汚泥の適正処理	○し尿施設の整備 ○災害時において、仮設トイレの避難所等への配置や、仮設トイレからのし尿収集等が円滑に行えるよう体制の整備を図る。	○し尿処理施設は建替整備中 ○仮設トイレ配置は総合防災にて手配。し尿収集については、許可業者と災害時応援協定締結済	○R9.10までに、し尿処理施設完成(1444*回収施設内、災害時分処理を含む)	○R9.10から、し尿処理通常稼働を開始	○実施設計・検討	○設計完了・施工着手
2-3	⑩		健康福祉部 高齢福祉課 地域福祉課 介護保険課 障がい福祉課 せいかつ支援課	○指定福祉避難所の確保	○災害発生時に、高齢者・障がい者等の指定一般避難所での生活が特に困難な受援者を対象とした指定福祉避難所を円滑に開設・運営することができるよう、体制の整備を図る。	○市内25施設・事業所を福祉避難所に指定している。毎年、福祉避難所連絡会を開催して施設・事業者と課題解決に向けた協議を行っている。今年度、総合福祉センターにおいて初めての開設・運営訓練を実施することとしている。	○「福祉避難所設置運営マニュアル」に基づき、円滑に開設・運営できるように事業者と連携を図る。 ○福祉避難所の整備・充実を図る。	○福祉避難所連絡会の開催：1回/年 ○新規指定福祉避難所：5カ所/5年	○施設・事業所との福祉避難所連絡会を開催する。 ○協定施設における開設運営訓練を2カ所で行う。	○福祉避難所連絡会の開催：1回 ○開設運営訓練の実施回数：2回
2-3	⑪	3-1	健康福祉部 健康推進課	○被災者の巡回健康・栄養相談等による健康管理	○被災者の心身の健康管理、栄養・食生活指導、食中毒予防、感染症予防等生活環境を整備する。 ○診察や別途相談等を要する場合は、適切な支援を受けることができる体制を整備する。	○地域で実施している防災訓練等への参加や、他府県等で災害が発生した時の保健師の応援派遣要請準備などを通して、災害時に活用する資料や物品の確認などを行っている。令和6年度末に策定した「健康たからづか21(第3次)」で健康危機事業への対応として取組みを整理しており、引き続き、研修や訓練を通して人材の育成を図る。	○災害時の保健活動マニュアルを作成し、災害時の拠点救護所の設置シミュレーションや、活用する資料、物品の確認を継続する。研修や訓練を通じた人材育成を継続する。	○災害初日～3日目を想定した保健活動マニュアルを策定する。	○災害時の保健活動マニュアルを作成し、災害時の拠点救護所の設置シミュレーションや、活用する資料、物品の確認を継続する。研修や訓練を通じた人材育成を継続する。	○災害初日を想定した保健活動マニュアルを策定する。
2-3	⑫	3月1日	健康福祉部 健康推進課	○健康危機発生時における協力体制の強化	○地震発生後に感染症又は食中毒等の健康危機事象が発生した場合に、被害のまん延を防止を図るため、県をはじめとする関係機関と連携、協力体制の構築に努める。	○地震発生後に感染症又は食中毒等の健康危機事象が発生した場合に備えて、平時の保健活動を通して県をはじめとする関係機関との連携、協力体制の構築に努める。	○県が行うEMIS(広域災害救急医療情報システム)やD24H(災害時保健医療福祉活動支援システム)訓練等に参加し、関係機関と連携、協力体制の構築に努める。	○災害対応訓練に参加する 1回	○県が行うEMIS(広域災害救急医療情報システム)やD24H(災害時保健医療福祉活動支援システム)訓練等に参加し、関係機関と連携、協力体制の構築に努める。	○災害対応訓練に参加する 1回
2-3	⑬	3-1	健康福祉部 健康推進課	○被災者の心のケア対策	○「こころ」のケア対策のための確保 ○県(宝塚健康福祉事務所、精神保健福祉センター)、市医師会、市内関係医療機関との連携・協力による精神科医療体制の環境整備 ○保健師、カウンセラー等からなる「メンタルヘルスクア」体制の確立	○令和2年3月に改訂された「阪神北圏域災害時保健医療マニュアル」において、宝塚健康福祉事務所に災害時保健医療の総合調整を担う「宝塚地域保健医療情報センター」設置が示され、こころの救急医療体制の確保についても総合調整が行われる。市は県に対してDHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)やDPAT(災害派遣精神医療チーム)の派遣を要請することとしている。	○「阪神北圏域災害時保健医療マニュアル」に基づき、宝塚健康福祉事務所が行う、こころの救急医療体制の確保に協力するため、平時の保健活動を通して連携に努める。	○保健活動を通じた宝塚健康福祉事務所との連携会議の実施 16回	○「阪神北圏域災害時保健医療マニュアル」に基づき、宝塚健康福祉事務所が行う、こころの救急医療体制の確保に協力するため、平時の保健活動を通して連携に努める。	○保健活動を通じた宝塚健康福祉事務所との連携会議の実施 16回

2-3	14	2-5	都市整備部 建築指導課	○避難所機能を有する 公共施設のバリアフ リー化の推進	○兵庫県福祉のまちづくり条例に 基づく避難所機能を有する公共施 設の整備の誘導と推進	○建築確認申請及び計画通知の機会 を捉えた指導	○審査・相談体制の維持	○審査・相談体制の維持	○審査・相談体制の維持	○審査・相談体制の維持	
2-3	15	2-5	都市整備部 住まいづくり 推進課 建築営繕課 施設マネジ メント課	○賃貸型応急仮設住宅 の供与	○災害救助法に基づき、大規模災 害時に住家が居住不能となった被 災者が住居を早期に確保できるよ う、市が民間賃貸住宅を借り上げ る制度を、運用実施体制等を 整備する。	○当該制度については県と市が連携 して事務の整備を進めてきたこと である。令和7年度においても引き 続き、県との意見交換会等を通じて 運用実施体制等の整備を進めている ところである。	○大規模災害の発生に備え、円滑に 災害対応業務が遂行できるよう人員 配置や事務フロー等を整備し、毎年 度確認や更新を行う。	○災害業務の手順書を基と した運用実施体制の確立及 び大規模災害発生時に即時 に災害対応業務を遂行でき るよう周知の徹底	○担当課間における調整を 行い、人員配置や事務フ ロー等の整備を行う。	○運用実施体制等に関する災 害業務の手順書の完成度 100%	
2-3	16	2-5	都市整備部 住まいづくり 推進課 建築営繕課 施設マネジ メント課	○建設型応急仮設住宅 の供与	○災害救助法に基づき、大規模災 害時に、住家が居住不能となった 被災者が住居を早期に確保できる よう、市が応急仮設住宅を新たに 建設し提供する制度に関し、運用 実施体制等を整備する。	○当該制度については県と市が連携 して事務の整備を進めてきたこと である。令和7年度においても引き 続き、県との意見交換会等を通じて 運用実施体制等の整備を進めている ところである。	○大規模災害の発生に備え、円滑に 災害対応業務が遂行できるよう人員 配置や事務フロー等を整備し、毎年 度確認や更新を行う。	○災害業務の手順書を基と した運用実施体制の確立及 び大規模災害発生時に即時 に災害対応業務を遂行でき るよう周知の徹底	○担当課間における調整を 行い、人員配置や事務フ ロー等の整備を行う。	○運用実施体制等に関する災 害業務の手順書の完成度 100%	
2-3	17	2-5	都市整備部 住まいづくり 推進課 建築営繕課 施設マネジ メント課	○被災住宅の応急修理	○大規模災害時に、災害救助法に 基づく被災住宅の応急修理を実施 する制度に関し、運用実施体制等 を整備する。	○当該制度については県と市が連携 して事務の整備を進める必要があ るが、現状では具体的な取組みはで きていない。	○大規模災害の発生に備え、円滑に 災害対応業務が遂行できるよう人員 配置や事務フロー等を整備し、毎年 度確認や更新を行う。	○災害業務の手順書を基と した運用実施体制の確立及 び大規模災害発生時に即時 に災害対応業務を遂行でき るよう周知の徹底	○担当課間における調整を 行い、人員配置や事務フ ロー等の整備を行う。	○運用実施体制等に関する災害 業務の手順書の完成度 100%	
2-3	18	2-5	都市整備部 住まいづくり 推進課 建築営繕課 施設マネジ メント課	○住宅関連情報の提供	○大規模災害時に、応急仮設住 宅、公的賃貸住宅及び住宅補修 等、住宅が被災したことに関連す る情報を被災した市民に提供する。	○住宅が被災したことに関する各種 情報の提供について、現状では具体 的な取組みはできていない。	○大規模災害時に、迅速に対応でき るよう情報提供の方法、内容につ いて定期的に点検・見直しを行う。	○災害業務の手順書を基と した運用実施体制の確立及 び大規模災害発生時に即時 に災害対応業務を遂行でき るよう周知の徹底	○情報提供の方法、内容に ついて検討を行い、整備す る。	○運用実施体制等に関する災害 業務の手順書の完成度 100%	
2-3	19	2-8	上下水道局 下水道課	○下水道施設の地震対 策等	○下水道施設の耐震化・液状化対 策 ○地震発生後に、被害が最小限と なるよう下水道施設の耐震化を推 進する。 ○上下水道耐震化計画に基づき上 下水道一体での耐震化を進める	○上下水道耐震化計画（5施設、 4.52km）に基づく下水道（汚水）の 耐震化率：26.6%	○上下水道耐震化計画（5施設、 4.52km）に基づく下水道（汚水）の 耐震化をR12までに完了	○上下水道耐震化計画に基 づく下水道（汚水）の耐震 化率：R12までに100%	○耐震診断と詳細設計を実 施予定	○診断結果により計画を精査 する	
2-3	20		教育委員会 管理部 施設課	○学校施設の環境整備 等	○災害時に地域住民の避難所とな る小中学校及び幼稚園施設につ いて、良好な避難生活を確保する ため個別施設計画等に基づき必要 な施設整備に取り組む。	【施設課】 ○老朽化が著しく改築時期にある避 難所となる屋内運動場を改築する。	【施設課】 令和8年度から令和9年度にかけて西 山小学校の屋内運動場を新築し、令 和10年度に旧屋内運動場を除却す る。	【施設課】 屋内運動場改築 1施設	【施設課】 西山小学校屋内運動場改築 工事の契約締結	【施設課】 屋内運動場改築 0施設	
2-4	①	2-1(1)	都市安全部 総合防災課 総務部 総務課 契約課 人権平和・男 女共同参画課 選挙管理委員 会事務局 監査委員事務 局	○食料や燃料等の備蓄 及び集配体制の構築	○大規模災害時における備蓄方針 に基づき、計画的な備蓄を進め る。 ○物資における受援体制を整備す るとともに、避難所までの物資配 送マニュアルを策定し、災害時に おける避難所でのニーズ把握、救 援物資の調達・配送などを円滑に 行う。	【総合防災課・総務課他】 ○大規模災害時における備蓄方針に 基づき、計画的な備蓄を進める。 ⇒令和3年度に市備蓄計画を策定 し、計画的に物資の充足をおこな っている。 ○総合防災訓練で物資配送協定業者 との連携訓練を実施し、昨年度に作 成したマニュアルの実効性を検証す る。	【総合防災課・総務課他】 ○大規模災害時における備蓄方針に 基づき、計画的な備蓄を進める。 ⇒計画的な備蓄を行っているため目 標達成と判断する。 ○マニュアルをブラッシュアップ し、担当者が変わっても実行可能 なものを目指す。 ○受援計画（物資編）を策定する。	【総合防災課・総務課他】 ○大規模災害時における備蓄 方針に基づき、計画的な備蓄 を進める。 ⇒計画的な備蓄を行っているため目 標達成と判断する。 ○物資の集配体制を構築す る。	【総合防災課・総務課他】 ○大規模災害時における備蓄 方針に基づき、計画的な備蓄 を進める。 ⇒引き続き計画的な備蓄に 努める。 ○防災訓練などを通して、 物資配送協定業者との連携 を深める。	【総合防災課・総務課他】 ○大規模災害時における備蓄 方針に基づき、計画的な備蓄 を進める。 ⇒計画的な備蓄を行っている ため目標達成と判断する。 ○物資配送協定業者との訓 練・研修を1回開催する。	
2-4	②			○防災拠点の整備と避 難地等の確保	1-2①再掲						
2-4	③			○緊急交通路等の確保	1-2②再掲						
2-4	④			○避難所の確保と運営 体制の確立	2-3①再掲						
2-4	⑤			○避難所開設時にお ける地域拠点との効 率的な情報伝達体制 の確保	2-3②再掲						
2-4	⑥			○道路施設の長寿命化	2-1④再掲						

2-4	⑦			○道路橋梁の耐震化	2-1⑤再掲								
2-4	⑧			○道路の新設、改良、拡幅	2-1⑥再掲								
2-4	⑨			○迅速な道路啓開の実施	2-1⑦再掲								
2-4	⑩			○道路の無電柱化	2-2⑥再掲								
2-4	⑪	2-8	上下水道局 総務課 経営企画課 工務課	○災害応急体制の整備 (上下水道)	○大規模災害時に応急対応と早期復旧を図れるよう体制を構築するとともに、上水道として、速やかに途絶した施設の応急措置を進め、応急給水等により水の提供を行う。	○日本水道協会や兵庫県各市町村と災害等緊急時における相互応援に関する協定を結んでおり、応急給水や応急復旧の応援体制を構築している。							
2-4	⑫	2-1(2)	上下水道局 総務課 経営企画課	○地域との連携による 応急給水体制の整備	○応急給水栓をはじめとする地域での給水の確保と地域住民協働の取り組みを推進する。	○市長部局及び教育委員会と連携し、指定避難所となる市立小中学校の受水槽を活用した応急給水拠点の整備を進めており、令和7年度(2025年度)までに31校に設置する。	○市長部局及び教育委員会と連携し、学校受水槽が設けられた市立小中学校での地元団体との合同給水訓練を年10回実施する。	○上下水道局の到着を待たず、応急給水が開始できるよう各学校での応急給水訓練を3年に1度以上実施する。	○市長部局及び教育委員会と連携し、学校受水槽が設けられた市立小中学校での地元団体との合同給水訓練を年10回実施する。	○地元団体との合同給水訓練を年10回実施する。			
2-4	⑬	2-8	上下水道局 工務課	○水道施設の耐震化や 浄水施設・貯水施設等の 計画的な更新整備	○自然災害等による被災を最小限にとどめ、迅速な復旧が可能となるよう、老朽化した水道施設の更新を計画的に進める。 ○導水管・送水管・配水管である基幹管路の耐震化事業を計画的に進める。	○管路耐震化率 15% ○配水池耐震化率 55% ○加圧所耐震化率 55%	○現在策定中	○現在策定中	○耐震診断及び耐震化工事	○現在策定中			
2-5	①	6-1(3)	産業文化部 観光にぎわい課 商工勤労課 都市安全部 総合防災課	○帰宅困難者対策	○各事業所、観光等関連施設、文化施設、駅などの交通施設等に対して一時避難場所の提供などについて協力を求める。 ○コンビニエンスストアやファミリーレストラン及びガソリンスタンド等による飲料水、トイレの提供に関する協力体制の整備 ○広域的な自治体連携を推進する。	【商工勤労課】 ○大雨などにより公共交通機関が運休した場合を想定し、当該交通機関の利用者の一次避難場所の確保について、関係機関と協議を行う。 【観光にぎわい課】 ○帰宅困難者に対して電車をホテルにする等の対策を阪急電鉄やJR西日本等の交通会社と協議している。 (観光にぎわい課) 【総合防災課】 ○コンビニエンスストア・・・について、 ⇒平成28年1月27日付で、セブンイレブン・ジャパンと災害協定を締結した。 ○広域的な自治体連携を推進する。 ⇒相互応援協定(松江市、大分市、府中市や施工時特別市)を締結した。	【商工勤労課】 ○市内で就業する事業者、雇用者の安全確保のため、交通機関発着時における帰宅困難者の一次避難場所の確保に向けて、関係機関と協議を進める。 【観光にぎわい課】 ○引き続き、帰宅困難者に対して電車をホテルにする等の対策を阪急電鉄やJR西日本等の交通会社と協議する。 【総合防災課】 ○コンビニエンスストア等については、1社でも多く事業者等との協力関係を構築している。 ○広域的な自治体連携の強化が図られる。	【商工勤労課】 ○引き続き、関係機関と協議を行う。 【総合防災課】 ○コンビニエンスストア・・・について ⇒協力関係を提携できる事業者を模索する。 ○広域的な自治体連携を推進する。 ⇒既協力関係にある協定市にあっては相互連携を深める。	【総合防災課】 ○コンビニエンスストア・・・について ⇒1社程度と関係構築に努める。 ⇒相互応援協定(松江市、大分市、府中市や施工時特別市)と協力体制の確認と情報交換を行う。				
2-5	②		公共交通機関 各社 都市安全部	○公共交通網の防災対策	○公共交通の早期回復や代替手段の確保、一時退避場所の提供をはじめ、広域緊急交通路と交差する施設や橋梁他関連施設の耐震化を促進する。 ○非常時の業務継続計画等について整備する必要がある。 ○関係機関との連絡連携体制の強化を図る。	○指定公共機関が策定する防災業務計画及び宝塚市地域防災計画に係る自治体との連携強化	○指定公共機関が策定する防災業務計画及び宝塚市地域防災計画に係る自治体との連携強化	○指定公共機関が策定する防災業務計画及び宝塚市地域防災計画に係る自治体との連携強化	○指定公共機関が策定する防災業務計画及び宝塚市地域防災計画に係る自治体との連携強化	○指定公共機関が策定する防災業務計画及び宝塚市地域防災計画に係る自治体との連携強化			
2-6	①			○行政防災機能の整備 とデジタル技術の活用	2-1①再掲								
2-6	②			○災害時の医療救護活動	2-2⑤再掲								
2-6	③			○健康危機発生時における 協力体制の強化	2-3②再掲								

2-6	④	2-5 5-3 5-5	健康福祉部 健康推進課 環境部 生活環境課 環境エネルギー課	○被災地域の感染症予防等の防疫活動及び環境汚染の防止対策	○県、その他の事業団体とも連携し、被災地域における感染症の予防及び拡大を抑えるため、予防知識の啓発や感染症の発生状況の動向調査を行い、迅速かつ的確な防疫活動及び保健活動を行う。 ○公衆衛生体制を確立する。 ○自然災害に伴い、発生し得る油類及び有害物質の流出事故に備え、資材を確保する。	【健康推進課】 ○被災地域における感染症の予防及び拡大を抑えるため、感染症の発生状況に関する情報を収集し、予防知識を啓発するとともに、県が行う医療体制整備に協力する。 【環境エネルギー課】 ○油漏れ等の流出に備えて、油類の応急処置用の資材及び有害物質の検出キットを備蓄している。 【生活環境課】 ○災害時の防疫活動の体制として委託契約を締結している。	【健康推進課】 ○県が公表するサーベイランス情報を収集し、感染症の発生動向を注視しておく。 【環境エネルギー課】 ○油類の応急処置用の資材及び有害物質の検出キットを確保しておく。 【生活環境課】 ○災害時の防疫活動の体制として委託契約を締結する。	【健康推進課】 感染症の発生動向の注視を継続する。 【環境エネルギー課】 ○油類の応急処置用の資材及び有害物質の検出キットが確保されている。 【生活環境課】 ○災害時の防疫活動の体制として委託契約を締結している。(生活環境課)	【健康推進課】 県が公表するサーベイランス情報を収集し、感染症の発生動向を注視しておく。 【環境エネルギー課】 ○油類の応急処置用の資材及び有害物質の検出キットが使用期限内であるかを確認し、期限が切れたものは補充する。 【生活環境課】 ○災害時の防疫活動の体制として委託契約を締結する。	【健康推進課】 感染症の発生動向の注視を継続する。 【環境エネルギー課】 ○油類の応急処置用の資材及び有害物質の検出キットを確保しておく。 【生活環境課】 ○災害時の防疫活動の体制として委託契約を締結している。	
2-6	⑤	5-3 5-4	環境部 クリーンセンター施設建設課	○新ごみ処理施設整備 【マテリアルリサイクル推進施設】 ○新ごみ処理施設整備 【エネルギー回収型廃棄物処理施設(高効率エネルギー回収設備を除く)】 ○新ごみ処理施設整備 【エネルギー回収型廃棄物処理施設(高効率エネルギー回収設備)】	○マテリアルリサイクル推進施設の整備 ○エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備 (高効率エネルギー回収に必要な設備の整備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備を除く) ○エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備 (高効率エネルギー回収に必要な設備の整備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備に限る)	○令和5年度に仮設の処理場を整備し、令和6年度から稼働している。本設のマテリアルリサイクル推進施設は、令和12年度に竣工する計画。 ○工事は令和6年度から着手しており、令和6年度は主に土工事を、令和7年度は主に建築工事を実施している。 ○高効率エネルギー回収設備については、令和8、9年度に実施する。	○本設のマテリアルリサイクル推進施設の設計及び整備を行い、令和12年度に竣工する計画。 ○令和9年度に竣工する計画。 ○高効率エネルギー回収設備については、令和8、9年度に実施する。令和9年度に竣工する計画。	○100%(竣工) ○100%(竣工) ○100%(竣工)	○無し ○主にプラント工事を実施します。 ○主にプラント工事を実施します。	○工事着手はR11年度からの予定。 ○単年度で30%、累積で39% ○単年度、累積のいずれも85%	
リスクシナリオNo.	番号	事務事業番号	担当部・課	事業名称	取組内容	現状(令和7年度末見込み)	目標(R8~R12年度)	達成目標値(指標)	R8年度 実施予定内容	R8 予定目標値(指標)	前年度目標達成値
3-1	①	2-1(1)	都市安全部 総合防災課	○地域防災計画の改定と運用	○災害の発生や、そのおそれがある場合に住民の生命、身体及び財産を保護し、地域を保全するため、最新の見解や制度、体制の見直しを合わせ、地域防災計画を改定し運用する。	○法改正や国、県の計画の修正に合わせた計画改定	○毎年度見直しを行い、計画を改定する。	○毎年度の更新	○国や県の動きを注視し、修正内容に合わせた計画改定	○国や県の動きを注視し、修正内容に合わせた計画改定	
3-1	②	1-4	都市安全部 総合防災課 総務部 人材育成課 業務改革推進課 消防本部 警防課 救急課	○業務継続計画及び支援計画の運用	○大規模自然災害発生時において実施すべき非常時優先業務(BCP)を選定し、災害直後から必要な行政機能の維持と市民サービスに努めるため、業務継続マネジメントを推進する。 ○迅速な応援要請と円滑な受援体制を構築するための受援計画を策定し運用する。 ○人口減少問題をはじめとする人員確保の観点からも平素の効率的な行政運営を図っておく。	【総合防災課】 ○全庁的なBCPのブラッシュアップを行う必要があるが未達成 【人材育成課】 ○令和5年3月に受援計画策定済。 【業務改革推進課】 ○業務の見直しや各種ツールの活用により業務プロセスの変革を推進することで効率化している。 【警防課】 ○兵庫県広域消防相互応援協定等に基づき、近隣市町との連携体制の現状確認 【救急課】 ○多数傷病者取扱い訓練(1回) ○救急業務計画及び集団災害時におけるトリアージ運用要領の見直しを図り、多数傷病者が発生した際に対応できる医療救護体制を促進する	【総合防災課】 ○全庁的なBCPに関して、具体的な想定をもとに見直しを行う。 【人材育成課】 ○災害対応の変化などを踏まえて、受援計画の適宜見直しを行う。 【業務改革推進課】 ○RPAやノーコードツールを活用することで、職員の効率的な業務体制を構築する。 【警防課】 ○広域消防相互応援協定に基づき、災害発生時に即応可能な受援体制を確立する。 ○関係部署間の連携力を向上させ、業務継続計画の運用に実効性を持たせる。 【救急課】 ○災害発生時、救急業務計画及び集団災害時におけるトリアージ運用要領を最優先に実施するほか地域の医療機関や関係機関との連携を強化し、災害時の救急活動の効率向上を図る	【総合防災課】 ○災害業務を的確に捉え、より具体的なBCPの改正を行う。 【人材育成課】 ○時代や状況に則した計画内容を旨とする。 【業務改革推進課】 ○業務プロセスの変革を推進することで効率化を目指す。 【警防課】 ○災害発生時において、協定に基づく受援体制が迅速かつ円滑に構築できること。 ○訓練を通じ、関係部署間の情報共有・連携手順が確実に定着していること。 【救急課】 ○救急業務計画及び集団災害時におけるトリアージ運用要領に基づき、救急対応力の高度化と災害時の医療機関や関係機関との連携強化を進める	【総合防災課】 ○BCPを現状に併せて更新する。 【人材育成課】 ○必要に応じて受援計画を見直す。 【業務改革推進課】 ○RPAやノーコードツール等の活用が庁内に浸透し、効率化が進んでいる。 【警防課】 ○兵庫県広域消防相互応援協定等に基づき、近隣市町との連携体制の確認 【救急課】 ○多数傷病者取扱い訓練(1回) ○救急業務計画及び集団災害時におけるトリアージ運用要領に基づき多数傷病者取扱い訓練を実施する	【総合防災課】 ○BCPの全庁照会 【人材育成課】 ○災害対応計画と整合性のある計画内容を旨とする。 【業務改革推進課】 ○RPAやノーコードツール等の活用が庁内に浸透し、効率化が進んでいる。 【警防課】 ○訓練により、協定に基づく受援体制が災害発生時に確実に運用可能であること。 ○関係部署間の連携手順が標準化され、情報共有が円滑に行える体制が整備されること。 【救急課】 ○救急業務計画及び集団災害時におけるトリアージ運用要領に基づき、災害時における救急活動の質の向上を図るほか、救急医療体制の増強、調整を確保する	

3-1	③	2-1(1)	都市安全部 総合防災課 企画経営部 企画政策課 各関係所管部	○協定等による各団体との連携強化	○災害応急対策等が実施できるよう各自治体、民間事業者をはじめとする関係団体との防災関連協定を締結するなど、被災者支援に厚みのある活動を行えるよう準備する。	【総合防災課】 ○民間企業57件、自治体間17件と協定締結し、毎年度担当者で連絡先を交換し関係継続に努めた。	【総合防災課】 ○毎年度、各関係担当者で連絡を取り合い関係構築を継続して行う	【総合防災課】 ○新たな事業者との協定締結を促進しつつ、平時からの協力関係を強化する。	【総合防災課】 ○各関係担当者で連絡を取り合い関係構築を継続して行いつつ、新規協定先を模索する。	【総合防災課】 ○各関係担当者で連絡を取り合い関係性の維持を継続する。	
3-1	④	2-1(1)	都市安全部 総合防災課 企画経営部 広報課	○災害時の情報収集・共有	○災害対策本部と避難所との情報共有を図るためのシステム整備。 ○避難所生活者や地域住民に、迅速かつ正確に必要な情報を発信する。	【広報課】 ○SNSを活用した迅速な情報発信を行えるよう、市LINE公式アカウントの登録者数（友だち）を増やしており、令和7年度末に登録者数（友だち）：28900人を目標としている。	【広報課】 ○SNSを活用した迅速な情報発信を行えるよう、市LINE公式アカウントの登録者数（友だち）を増やす	【広報課】 ○登録者数（友だち）：57400人	【広報課】 ○市LINE公式アカウントの友だち登録を促すPRを行う	【広報課】 ○登録者数（友だち）：34600人	
3-1	⑤	4-1	子ども未来部 保育企画課	○災害時における職員の子どもの保育体制の確保	○大規模災害時に職員が安心して災害対応業務に専念できるよう、職員の子どもの保育体制について検討する。	○市立保育所において「宝塚市立保育所業務継続計画」を策定し、災害時における職員の業務体制や保育体制について整理されている。（100% 7/7施設）	○市立保育所において「宝塚市立保育所業務継続計画」を策定し、災害時における職員の業務体制や保育体制について整理されている。（100% 7/7施設）	○市立保育所において「宝塚市立保育所業務継続計画」を策定し、災害時における職員の業務体制や保育体制について整理されている。（100% 7/7施設）	○市立保育所において、必要に応じて「宝塚市立保育所業務継続計画」の見直しを行う。	○市立保育所において、必要に応じて「宝塚市立保育所業務継続計画」の見直しを行い、災害時における職員の業務体制や保育体制について整理されている。	
3-1	⑥	2-1(1)	都市安全部 総合防災課 各災対班所管部	○職員の防災意識の向上	○職員の防災意識の向上と各災害対策に係る対応について学習の機会を設ける。	○庁内防災体制検討委員会を発足のうえ、下部に避難所作業部会、家屋被害認定調査及び罹災証明書発行業務作業部会、物資作業部会、安否不明者等氏名公表作業部会、災害ケースマネジメント作業部会	○庁内防災体制検討委員会をはじめ避難所作業部会、家屋被害認定調査及び罹災証明書発行業務作業部会、物資作業部会、安否不明者等氏名公表作業部会、災害ケースマネジメント作業部会による災害対応の準備	○庁内防災体制検討委員会をはじめ避難所作業部会、家屋被害認定調査及び罹災証明書発行業務作業部会、物資作業部会、安否不明者等氏名公表作業部会、災害ケースマネジメント作業部会の実施	○庁内防災体制検討委員会をはじめ避難所作業部会、家屋被害認定調査及び罹災証明書発行業務作業部会、物資作業部会、安否不明者等氏名公表作業部会、災害ケースマネジメント作業部会の実施	○庁内防災体制検討委員会をはじめ避難所作業部会、家屋被害認定調査及び罹災証明書発行業務作業部会、物資作業部会、安否不明者等氏名公表作業部会、災害ケースマネジメント作業部会の実施	
3-1	⑦	2-1(1)	都市安全部 総合防災課 各災対班所管部	○災害対策本部のマニュアル等の充実及び職員の災害対応能力の強化	○災害発生時に迅速かつ的確な災害対応が行えるよう、マニュアルや各災対班の初動体制の確立に向け、図上訓練や防災訓練、研修等を通じて、災害対応能力の向上を図る。	○組織や指標等の変更に合わせて各種マニュアルの修正 ○新入職員に対する防災に関する研修の実施 ○総合防災訓練での内部向けの研修及び訓練の実施	○継続的な見直しを行い、実効性を担保する ○継続的な研修及び訓練の実施	○毎年度の更新 ○継続的な研修及び訓練の実施	○組織や指標等の変更を注視し、必要に応じて修正する ○継続的な研修及び訓練の実施	○組織や指標等の変更を注視し、必要に応じて修正する ○継続的な研修及び訓練の実施	
3-1	⑧			○市有建築物の耐震化	1-1 ①再掲						
3-1	⑨			○行政防災機能の整備とデジタル技術の活用	2-1 ①再掲						
3-1	⑩		会計課	○発災後の緊急時における財務処理体制	○災害発生後、停電等により財務会計システム等が停止した場合においても、緊急を要する支払等の財務処理が行える体制を確保する。	○財務会計システムのデータ管理（データセンターにて常時バックアップ） ○指定金融機関との災害時の体制を口頭で確認している。 ○公金収納の体制については明確な確認はできていない。	○災害時に緊急を要する支払等の財務処理の規定やマニュアルを作成し、体制を整える。 ○指定金融機関及び収納業務の委託先等との災害時の体制を明確にする。	○規定やマニュアルを完成させる。 ○指定金融機関等との災害時の体制や連携を明文化する。	○他自治体の災害時の財務処理について情報収集し、規定やマニュアルを検討する。 ○指定金融機関との災害時の協議	○規定やマニュアルの案を作成する。 ○指定金融機関等との災害時の体制や連携を明文化する。	
3-1	⑪			○学校施設の安全対策	1-1 ⑤再掲						
リスクナリオNo.	番号	事務事業番号	担当部・課	事業名称	取組内容	現状（令和7年度末見込み）	目標（R8～R12年度）	達成目標値（指標）	R8年度 実施予定内容	R8 予定目標値（指標）	前年度目標達成値
4-1	①	6-4	産業文化部 商工勤労課	○事業継続のための強化支援計画等の策定	○小規模事業者の防災・減災対策の取組を促進するため、商工会議所等とも連携し、事業継続のための強化支援計画等の策定に努める	○宝塚商工会議所と連携し、令和5年度中に「事業継続力強化支援計画」を策定した。（計画期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日）	○策定した計画に基づき、小規模事業者に対する災害リスクの周知、BCP策定セミナー等を実施する。	○BCP策定事業者数 7事業者 ○事業継続力強化計画策定事業者数 7事業者 （数値は令和6年度から令和12年度の累計値）	○小規模事業者を対象としたセミナーを実施する。	○BCP策定セミナー 1回	
4-1	②			○道路施設の長寿命化	2-1 ④再掲						
4-1	③			○道路橋梁の耐震化	2-1 ⑤再掲						
4-1	④			○道路の新設、改良、拡幅	2-1 ⑥再掲						
4-1	⑤			○迅速な道路啓開の実施	2-1 ⑦再掲						
4-2	①	5-3 5-5	環境部 環境エネルギー課	○事業所からの化学物質の流出防止	○有害物質を使用する施設を設置する事業者から水質汚濁防止法に基づく設置届受理しているが、化学物質等の周辺環境への飛散・流出を防止するため、当該届出内容をもとに事業場の立入検査を行い、不備がある場合には指導する。	○随時、事業場への立入検査を行った。	○引き続き、設置届を受理済の事業場に随時、立入検査を行う。また、新たに設置届が提出される際には、審査時に助言・指導を行い、必要に応じて随時、立入検査を実施する。	○届出審査、立入検査の実施により、有害物質の飛散・流出対策が有効的に機能している。	○引き続き、設置届を受理済の事業場に随時、立入検査を行う。また、新たに設置届が提出される際には、審査時に助言・指導を行い、立入検査を実施する。	○届出審査、立入検査の実施により、有害物質の飛散・流出対策が有効的に機能している。	

4-2	②	5-5	環境部 生活環境課 クリーンセンター管理課	○産業廃棄物指導事業	○事業者をはじめとして、産業廃棄物の確実かつ適正な処理を実施するよう指導する。	【生活環境課】 ○県民局との情報共有を行い、適切に指導を行っている。 【クリーンセンター管理課】 ○（宝塚市は産業廃棄物が県の管轄となるため所掌外）（クリーンセンター管理課）	○県民局との情報共有を行い、適切に指導を行う。	○県民局との情報共有を行い、適切に指導を行っている。	○県民局との情報共有を行い、適切に指導を行う。	○県民局との情報共有を行い、適切に指導を行っている。	
4-2	③	5-5(2)	消防本部 予防課	○毒物劇物営業者における防災体制	○毒物劇物貯蔵設備の倒壊等により周辺環境への流出漏洩を防止する。	○毒物劇物貯蔵取扱い施設（1施設）に対する査察を査察基本計画に基づき実施する。	○査察基本計画に基づく査察を実施する。	○毒物劇物営業者（1施設）における防災体制が構築されている。	○状況に応じた随時査察を実施する。	○随時査察を実施した毒物劇物営業者（1施設）における防災体制が構築されている。	
4-3	①			○事業継続力支援強化計画の策定	4-1①再掲						
4-3	②			○道路施設の長寿命化	2-1④再掲						
4-3	③			○道路橋梁の耐震化	2-1⑤再掲						
4-3	④			○道路の新設、改良、拡幅	2-1⑥再掲						
4-3	⑤			○迅速な道路啓開の実施	2-1⑦再掲						
4-4	①			○治水対策	1-3④再掲						
4-4	②	6-3	産業文化部 農の魅力創造課	○農業基盤の保全	○農地の有する多面的な機能を維持・発揮させるため、農地や畦畔等の農業基盤の整備、並びに鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数調整等、総合的な対策を講じ、農地の保全を図る。	○国庫事業をはじめとした支援を実施し、農地の保全を図っている。	○現状の制度を引き続き活用し、支援していく。また、必要に応じて現地確認やニーズの聞き取りを行う。	○引き続き農地等の維持ができるよう当該制度を活用し、支援していく。	○現状と同様に引き続き支援を行う。	○引き続き農地等の維持ができるよう当該制度を活用し、支援していく。	
4-4	③	6-3	産業文化部 農の魅力創造課	○被災農地等の早期復旧支援	○農業経営や食料等の安定供給への影響を回避するため、被災した農地や農道等の農業用施設を迅速に復旧できるよう、支援施策の充実や復旧に向けた体制の再点検を行う。	○国庫事業をはじめとした支援を実施し、農地や農業用施設の維持管理を行っている。	○現状の制度を引き続き活用し、支援していく。また、必要に応じて現地確認やニーズの聞き取りを行う。	○引き続き農地や施設の維持ができるよう当該制度を活用し、支援していく。	○現状と同様に引き続き支援を行う。	○引き続き農地や施設の維持ができるよう当該制度を活用し、支援していく。	
4-4	④			○森林の保全	1-4⑨再掲						
リスクナリオNo.	番号	事務事業番号	担当部・課	事業名称	取組内容	現状（令和7年度未見込み）	目標（R8～R12年度）	達成目標値（指標）	R8年度 実施予定内容	R8 予定目標値（指標）	前年度目標達成値
5-1	①	2-1(1)	都市安全部 総合防災課	○防災行政無線等の運用・整備	○すみれ防災スピーカー（防災行政無線）の運用 ○斉一 個別の放送が出来る同報系屋外型拡声スピーカーの運用	○市内45か所にスピーカーを設置、運用中 ○毎月の斉一放送訓練の実施	○電波帯の変更による、継続的運用	○継続した運用	○現在の電波帯の終了に伴う、次期電波帯の選定	○時期電波帯の決定	
5-1	②	6-1(2) 6-1(3)	産業文化部 文化政策課 都市安全部 総合防災課	○在住外国人や外国人旅行者への防災情報の提供	○外国人向け防災パンフレットの作成・配布（多言語化の促進） ○外国人に対する防災訓練への参加促進とその他防災知識の普及・啓発 ○通訳ボランティアの確保	【文化政策課】 ○災害時における外国人対象の通訳ボランティアの確保について、その体制の確立と共に、（特）宝塚市国際交流協会と連携し着手していく。 【総合防災課】 ○外国人向け防災パンフレットの作成・配布（多言語化の促進）について →なし ○啓発 ⇒市ホームページ（ID1013462）にて、外国語の災害情報を公表している。 ○通訳	【文化政策課】 ○災害時における外国人対象の通訳ボランティアの確保について、その体制の確立と共に、（特）宝塚市国際交流協会と連携し着手していく。 【総合防災課】 ○市ホームページなどで啓発を継続する。	【総合防災課】 ○市ホームページなどで啓発を継続する。	【総合防災課】 ○市ホームページなどで啓発を継続する。	【総合防災課】 ○市ホームページなどで啓発を継続する。	
5-1	③	2-1(1)	都市安全部 総合防災課	○行政防災機能の整備とデジタル技術の活用	○J-アラート（全国瞬時警報システム）を活用した災害情報の伝達体制の構築 ○防災行政無線などの活用による、J-アラートで配信される災害情報を瞬時に地域に伝達する仕組みの構築	○J-アラートとすみれ防災スピーカーを連携し、自動起動で放送できるように運用中	○継続した自動連係による災害情報の発信	○継続した運用	○継続した運用	○継続した運用	
5-1	④			○避難所開設時における地域拠点との効率的な情報伝達体制の確保	2-3③再掲						
5-1	⑤			○災害時の情報収集・共有	3-1④共有						

5-1	⑥		企画経営部 広報課	○災害時の市民への広報対策	○「広報たからづか被災者生活支援情報」の発行に必要な業者・団体との協力体制の確立 ○ラジオ・テレビ・新聞等、それぞれの持つメディア特性を生かした報道機関との協力体制の確立 ○聴覚障害(がい)者・視覚障害(がい)者向けの広報機能強化	○発災時は広報たからづかの印刷製本事業者、市政記者クラブ及び報道機関に対して協力を要請する。また、多様なHP利用者に分かりやすい表記を目指し、JIS X 8341-3:2016適合レベルAAに準拠するようにする。	○平時から広報たからづかの印刷製本事業者、市政記者クラブ及び報道機関と良好な関係を築く。毎年、庁内職員向けアクセシビリティ研修を実施する	○JIS X 8341-3:2016適合レベルAA相当を維持する	○平時から広報たからづかの印刷製本事業者、市政記者クラブ及び報道機関と良好な関係を築く。庁内職員向けアクセシビリティ研修を実施する	○JIS X 8341-3:2016適合レベルAA相当を維持する
5-1	⑦		企画経営部 広報課	○在住外国人への生活情報の提供	○外国人向けの広報機能の強化	○多様なHP利用者に分かりやすい表記を目指し、JIS X 8341-3:2016適合レベルAAに準拠するようにする。	○毎年、庁内職員向けアクセシビリティ研修を実施する	○JIS X 8341-3:2016適合レベルAA相当を維持する	○庁内職員向けアクセシビリティ研修を実施する	○JIS X 8341-3:2016適合レベルAA相当を維持する
5-1	⑧	2-1(3)	消防本部 指令課	○高機能消防指令システムの更新	○緊急通報受信体制の維持、指令業務共同運用構成市町間の相互応援体制迅速化、大規模災害時の対応力強化を図るため、老朽化した高機能消防指令システムを更新する。	○現状では緊急通報受信や相互応援体制は概ね良好であり、大規模災害時の初動対応も基本的に体制が確立されている。	○緊急通報受信体制や相互応援体制の迅速化・安定化、大規模災害時の対応力強化を図り、高機能消防指令システムの更新を通じて地域全体の安全安心を一層向上させる。	○将来的には、どのような状況でも迅速かつ安定した指令対応と円滑な相互応援が可能な体制を確立することを目指す。	○緊急通報受信体制や指令対応の更なる強化、相互応援体制の迅速運用、大規模災害時の対応力向上を目的とした職員研修を実施する。	○迅速な指令対応や相互応援体制の強化を図る訓練の実施と指令センター共同整備・運用の推進を目標とする。
5-1	⑨	2-1(3)	消防本部 指令課	○消防救急デジタル無線システム及び機器の計画的な更新	○災害時における消防隊の通信連絡体制確保を目的とし、消防救急デジタル無線システム及び機器の安定稼働を図るため、計画的に更新するとともに、保守点検を実施する。	消防救急デジタル無線システム及び機器の安定稼働を図るため、機器耐用年数を考慮した更新及び保守点検を実施した。 ○携帯移動局無線装置41機更新 ○保守点検業務委託実施 ○耐用年数経過機器の修繕又は更新を実施	消防救急デジタル無線システム及び機器の安定稼働を図るため、機器耐用年数を考慮した更新及び保守点検を行う。 ○保守点検業務委託実施 ○耐用年数経過機器の修繕又は更新を実施	消防救急デジタル無線システム及び機器の安定稼働	○保守点検業務委託実施 ○耐用年数経過機器の更新	○保守点検業務委託実施 ○耐用年数経過機器の更新
5-2	①	2-1(1)	都市安全部 総合防災課 環境部 環境エネルギー課	○ライフライン事業者等との連携確保等	○大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ確かな応急復旧を行うよう、電力、ガス、石油等をはじめとするライフラインに関わる事業者との連携に努める。	【総合防災課】 ○防災会議委員等である関西電力送配電と市重要施設更新、電力供給及び計画停電等について情報交換を行っている。 このほか、同じく委員である大阪ガスやJRとも担当者を通じて情報交換を行っている。 【環境エネルギー課】 ○電力需給ひっ迫注意報/警報発令時の連絡体制の構築を行い、送配電事業者との連携を図っている。	【総合防災課】 ○毎年度、各関係担当者と連絡を取り合い関係構築を継続して行う。 【環境エネルギー課】 ○電力需給ひっ迫時において、関係機関及び一般市民への迅速な情報伝達を行い、適切な対応をうながすことで、電力不足による影響を最小限に抑える。	【総合防災課】 ○各関係担当者と連絡を取り合い関係構築を継続して行う。 【環境エネルギー課】 ○引き続き、電力需給ひっ迫注意報/警報発令時の連絡体制を維持と送配電事業者との連携を図る。	【総合防災課】 ○各関係担当者と連絡を取り合い関係構築を継続する。 【環境エネルギー課】 電力需給ひっ迫時において、関係機関及び一般市民への迅速な情報伝達を行い、適切な対応をうながすことで、電力不足による影響を最小限に抑える。	
5-2	②			○防災拠点の整備と広域避難地等の確保	1-2①再掲					
5-2	③			○長期湛水の早期解消	1-3①再掲					
5-2	④			○治水対策	1-3④再掲					
5-2	⑤			○道路の無電柱化	2-2⑥再掲					
5-2	⑥			○土砂災害対策	1-4⑧再掲					
5-3	①	2-8	上下水道局 総務課	○上下水道BCPの運用	○下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであるため、災害時にもその機能の維持または早期回復を図る ○上下水道BCPを策定し運用する。	○策定済み ○下水道施設における災害時の復旧支援体制について、民間企業等との協定により受援体制を整えている。				
5-3	②			○下水道施設の老朽化対策	1-3⑬再掲					
5-3	③			○下水道施設の地震対策等	2-3⑯再掲					
5-3	④	2-8	上下水道局 工務課	○浄水場浄水処理事業	○用水供給が停止したときにも、適切な施設の維持・管理を行えるよう対策を図る。	○浄水場間および隣接自治体との相互融通で対応している。	○阪水と県水の融通を進める。	○自己水、県水、阪水で融通し、災害時の断水地域の軽減	○未定	○未定
5-3	⑤			○水道施設の耐震化や浄水施設、貯水施設の計画的な更新	2-4⑬再掲					
5-4	⑥			○市有建築物のブロック塀撤去等の安全性確保の促進	1-1①再掲					
5-4	⑦			○公共交通網の防災対策	2-5②再掲					
5-4	⑧			○民間住宅・建築物の耐震化の促進	1-1⑨再掲					
5-4	⑨			○沿道建築物の耐震化	1-1⑫再掲					

5-4	⑩	2-6	都市安全部 道路整備課	○高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備	○広域的な都市機能の一層の充実や産業の振興など、まちの活性化につなげるため市内の道路網を整備する。	○都市計画道路整備率 76.3%	○都市計画道路整備事業の推進 ・荒地西山線 ・競馬場高丸線 ・山手幹線 ・中筋伊丹線	○都市計画道路整備率 77.9%	○都市計画道路整備事業 ・荒地西山線 ・競馬場高丸線 ・山手幹線 ・中筋伊丹線	○都市計画道路整備率 +0.3%	
5-4	⑩			○道路施設の長寿命化	2-1④再掲						
5-4	⑪			○道路橋梁の耐震化	2-1⑤再掲						
5-4	⑫			○道路の新設、改良、拡幅	2-1⑥再掲						
5-4	⑬			○迅速な道路啓開の実施	2-1⑦再掲						
5-4	⑭			○道路の無電柱化	2-2⑥再掲						
5-4	⑮			○森林の保全	1-4⑨再掲						
5-4	⑯			○水道施設の耐震化や浄水施設・貯水施設の計画的な更新	2-4⑬再掲						
リスクナリヲNo.	番号	事務事業番号	担当部・課	事業名称	取組内容	現状（令和7年度未見込み）	目標（R8～R12年度）	達成目標値（指標）	R8年度 実施予定内容	R8 予定目標値（指標）	前年度目標達成値
6-1	①	2-5	都市整備部 都市計画課 総務部 人材育成課	○震災後の復興都市づくりにおける人材育成	○都市の復興を図るための人材育成を図る。	【都市計画課】 ○適切な人員・体制の維持 【人材育成課】 ○平常時より、担当課と連携してまちづくり等に関する研修への派遣を行った。	【都市計画課】 ○適切な人員・体制の維持 【人材育成課】 ○平常時より、担当課と連携してまちづくり等に関する研修への派遣を行う。	【都市計画課】 ○適切な人員・体制の維持 【人材育成課】 ○平常時より、担当課と連携してまちづくり等に関する研修への派遣を行う。	【都市計画課】 ○適切な人員・体制の維持 【人材育成課】 ○平常時より、担当課と連携してまちづくり等に関する研修への派遣を行う。	【都市計画課】 ○適切な人員・体制の維持 【人材育成課】 ○平常時より、担当課と連携してまちづくり等に関する研修への派遣を行う。	
6-2	①	3-5	企画経営部 企画政策課 各関係所管部 都市安全部 総合防災課	○被災者支援体制の整備	○大規模災害時に、被災者に対し迅速な支援ができるよう被災者支援体制の充実を図る。 ○被災者総合支援センターや災害ケースマネジメントの体制	【総合防災課】 ○滞りない支援の実施に向けた被災者台帳の整備 【企画政策課】 ○庁内横断的な支援体制ができるよう防災訓練に参加し、関係部署と連携を図っている。	【総合防災課】 ○内閣府の支援メニューに係る被災者台帳のメニューを登録する 【企画政策課】 ○庁内横断的な支援体制ができるよう防災訓練に参加し、関係部署との連携や被災者総合支援センターの立ち上げにかかる時間を確認する。	【総合防災課】 ○内閣府の支援メニューに記載された項目の登録率 100% 【企画政策課】 ○総合防災訓練の出席率：100%	【総合防災課】 ○関係各課への説明を実施。 【企画政策課】 ○総合防災訓練の出席率：100%	【総合防災課】 ○台帳へのメニュー登録率 30% 【企画政策課】 ○総合防災訓練の出席率：100%	
6-2	②			○市民防災組織の育成	1-1③再掲						
6-2	③		企画経営部 市民税納課 市民税課 資産税課	○家屋被害認定士の育成	○家屋被害認定調査及び罹災証明書発行業務において、十分な知識と技術をもって対応できる者を育成するため、兵庫県による家屋被害認定士研修及び関西広域連合によるeラーニングシステム「家屋被害認定業務研修プログラム」を計画的に受講する。	○家屋被害認定士研修受講 人 ○家屋被害認定業務研修プログラム受講 人 ○税3課研修受講済率 %	○税3課研修受講済率100%	○税3課研修受講済率100%	○家屋被害認定士研修の受講 ○家屋被害認定業務研修プログラムの受講	○税3課研修受講済率100%	※令和7年度現状については研修が年明けのため、受講者等決定後に入力
6-2	④		子ども未来部 子ども政策課 健康福祉部 地域福祉課	○災害ボランティア対策	○ボランティア活動の拠点確保や活動条件の整備等に関する社会福祉協議会ボランティア活動センター等との協定の締結 ○訓練などを通じたその役割分担などの整理 ○ボランティア活動支援体制の整備	○社会福祉協議会ボランティアプラザzukavoと、災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定の締結に向けた準備を進めており、令和7年度中に完了する予定 ○訓練などを通じたその役割分担などの整理を都度行う ○zukavoによる災害ボランティア関連の講座を実施した。	○社会福祉協議会ボランティアセンターzukavoとの協定書に基づき、災害ボランティアセンターを立ち上げることが決まった際に運営業務委託契約を締結 ○訓練などを通じたその役割分担などの整理 ○zukavo主催で災害ボランティア講座などを開催し、人材育成を図りながら、関係者のネットワークづくりを進めている。	○無し	○社会福祉協議会ボランティアセンターzukavoとの協定書に基づき、災害ボランティアセンターを立ち上げることが決まった際に運営業務委託契約を締結予定 ○訓練などを通じたその役割分担などの整理 ○zukavoによる、災害ボランティア講座などを開催し、災害ボランティア人材の裾野を広げる。	○無し	
6-3	①	5-3 5-4	環境部 クリーンセンター管理課	○災害廃棄物の適正処理	○仮置き場や処分場の確保 ○計画に基づいて、地震等により発生する膨大な災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、早期に住民の生活基盤を復旧・復興させるとともに、生活環境の改善を図るよう関係機関と連携する。 ○市民向け広報の充実	○仮置き場選定済み ○災害廃棄物処理基本計画（H30）に基づき、県・近隣市・事業者との協力体制構築。仮設トイレ等の庁内備蓄の情報共有。大阪湾フェックスへ災害廃棄物搬入調整。 ○分別P*フルット・市HPでの周知	○施設建替に伴う災害廃棄物処理計画の見直し検討。各機関との連携の維持。組織体制の構築。	○災害廃棄物処理基本計画の策定。組織の構築。	○計画見直し準備	○目標に向けた整理	

6-3	②	5-4	環境部 クリーンセン ター管理課	○生活ごみの適正処理	○災害時のごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時から事業者等と連携して施設を適切に維持管理するとともに、他自治体及び民間事業者等との広域的な相互支援体制の充実を図る。	○事業者への分別指導、施設の計画的な修繕による維持管理。県・事業者との応援体制構築	○老朽化した施設の建替。応援体制の継続。	○新施設の稼働	○移行準備	○スケジュール調整	
6-4	①			○防災拠点の整備と広域避難地等の確保	1-2①再掲						
6-4	②			○民間賃貸住宅借上の検討	2-3⑮再掲						
6-4	③			○みなし仮設住宅制度	2-3⑯再掲						
6-4	④			○被災住宅の応急修理	2-3⑰再掲						
6-4	⑤			○住宅関連情報の提供	2-3⑱再掲						
6-4	⑥	2-6	都市安全部 道路管理課	○地籍調査(都市部)	○都市部における官民境界(主に道路と個人地)を確認し、大規模災害時の迅速な道路復旧等を促進する。	○第7次 国土調査事業十箇年計画 達成率 51% (0.2km/0.39km)	○第7次 国土調査事業十箇年計画 実施目標 R8 0.2207km R9 0.2315km R10 0.29km R11 0.34 km R12 0.39km	○第7次 国土調査事業十箇 年計画 達成率 100% (0.39km/0.39km)	千種4丁目の一部地区	○第7次 国土調査事業十箇 年計画 達成率 56.58% (0.2207km/0.39km)	
6-5	①			○避難所の確保と運営体制の確立	2-3①再掲						
6-5	②			○被災者支援体制の整備	6-2①再掲						
6-5	③	6-5	教育委員会 社会教育部 社会教育課 消防本部 予防課	○文化財所有者・管理者の防災意識の啓発	○市内に所在する文化財等の建造物について、文化財所有者及び管理者へ消火設備等の設置や耐震診断を働きかける。 ○災害発生時に人的被害を軽減するため、施設内での速やかな災害情報の伝達や避難誘導、消火などの訓練に取り組むよう促す。	【社会教育課】 ○文化庁と消防庁が実施する「文化財防火デー(1/26)」に合わせて所有者へ周知を行う。 県主導の文化財巡視を実施し、市内文化財の現況を把握し保全を図る。 【予防課】 ○第72回文化財防火デー 消防庁次長通知に基づき文化財防火デー(1月26日)に係る当市の取り組みについて必要な事項を定め実施する。 令和6年度の実績は 予防査察 13件 消防訓練 4件 であり、令和7年度も同様に実施予定。	【社会教育課】 ○市内に所在する文化財の保全を図る。 【予防課】 ○文化財防火デー 消防庁次長通知に基づき文化財防火デー(1月26日)に係る当市の取り組みについて必要な事項を定め実施する。 件数については例年と同様に実施予定。	【社会教育課】 ○指定・登録文化財の保全率100% 【予防課】 市民の文化財愛護に関する意識が普及している。	【社会教育課】 ○文化庁と消防庁が実施する「文化財防火デー(1/26)」に合わせて所有者へ周知を行う。 県主導の文化財巡視を実施し、市内文化財の現況を把握し保全を図る。 【予防課】 消防庁次長通知に基づき文化財防火デー(1月26日)に係る当市の取り組みについて必要な事項を定め実施する。 件数については例年と同様に実施予定。	【社会教育課】 ○指定・登録文化財の保全率100% 【予防課】 市民の文化財愛護に関する意識が普及している。 文化財の火災予防対策を適切に実施できている。	
6-5	④			○地域との連携による応急給水事業	2-4⑫再掲						
6-6	①			○事業継続力強化支援計画の策定	4-1①再掲						

資料 4

宝塚市新型インフルエンザ等対策行動計画 (案)

平成 27 (2015) 年 4 月
(令和 8 年 (2026 年) ●月改定)

宝 塚 市

目次	
I はじめに	2
1 取組の背景	2
2 市行動計画の策定	3
3 改定の背景	3
II 新型インフルエンザ等対策の考え方	5
1 対策の目的及び基本的な戦略	5
2 基本方針	6
3 対策実施にあたっての基本的な考え方	6
4 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	9
5 本計画における主要な対策	12
6 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	18
7 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	22
8 患者情報等の取扱いに係る考え方	24
III 準備期の対策	26
1 実施体制	26
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	27
3 まん延防止	27
4 医療体制（ワクチン・保健・物資）	28
5 市民の生活及び経済の安定の確保	33
IV 初動期の対策	35
1 実施体制	35
2 情報提供・共有・リスクコミュニケーション	36
3 まん延防止	37
4 医療体制（ワクチン・保健・物資）	38
5 市民の生活及び経済の安定の確保	42
V 対応期（基本的対処方針に基づいて対応）	43
1 実施体制	44
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	45
3 まん延防止	46
4 医療体制（ワクチン・保健・物資）	49
5 市民の生活及び経済の安定の確保	52
【 資料等 】	56
宝塚市新型インフルエンザ等対策本部条例	56
宝塚市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱	58
新型インフルエンザ等対策業務一覧	67 <u>1</u>
【 用語解説 】	64

I はじめに

1 取組の背景

インフルエンザ¹は、我が国では、通常冬季に流行の程度に差はあれ、毎年必ず流行する感染症である。

ウイルスの抗原性の違いにより、A、B、Cの3型に分類され、流行を引き起こすのはA型とB型である。

特にA型の突然変異による新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック²）となりうる。

20世紀に歴史上判明している新型インフルエンザによるパンデミックは大正7年（1918年）のスペインインフルエンザ、昭和32年（1957年）のアジアインフルエンザ、昭和43年（1968年）の香港インフルエンザである。

また、平成21年（2009年）には新型インフルエンザ（A/H1N1）（現在、季節性インフルエンザとして「インフルエンザ（H1N1）2009」と呼ばれる。）が発生した。

これまで、新型インフルエンザウイルスによるパンデミックは、10年から40年の周期で発生しており、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があることから、病原性が高い新型インフルエンザ³や新感染症⁴が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、国、地

¹ インフルエンザ

インフルエンザは、ウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。

人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

² パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

³ 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的な大流行（パンデミック）となるおそれがある。

⁴ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症法第6条第9項）

方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が平成 24 年 5 月に制定された。

さらに、平成 25 年 6 月には、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が作成され、平成 25 年 10 月には、「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）が、とりまとめられた。

2 改定の背景

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）は、令和 2 年 1 月に国内で最初に感染者が確認されて以降、複数の感染の波をもたらし、ウイルスの変異とともに、感染の波の規模は拡大していった。この未曾有の感染症危機において、行政、医療関係者、国民、事業者等、国をあげての取組が進められ、同感染症が感染症法上の 5 類感染症に位置付けられるまで 3 年超にわたり、特措法に基づいた対応を行うこととなった。この間、国民の生命及び健康は脅かされ、国民生活及び社会経済活動が大きく影響を受けることとなった。

この経験により、感染症危機は、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となるものであること、感染症によって引き起こされるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて明らかとなった。

そのため、国及び県において特措法や感染症法について所要の改正が行われたことを受け、新型インフルエンザをはじめとする幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会をめざし、令和 6 年 7 月に政府行動計画が抜本的に改定された。

政府行動計画や県行動計画の改定や新型コロナ対応の検証を踏まえ、市行動計画を改定する。

3 市行動計画の策定

本市においては、新型インフルエンザ対策として、平成 21 年 11 月に「宝塚市新型インフルエンザ対策計画」を策定した。

今回策定した「宝塚市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「本行動計画」という。）は、政府行動計画、県行動計画を踏まえ、整合性を図りながら、専門家の意見を聞いて、これまで本市が策定した新型インフルエンザ対策計画を改定する形でとりまとめたものである。

本行動計画は、宝塚市の市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を示しており、特措法や政府行動計画、県行動計画を踏まえて、新型インフルエンザに加え、次の感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）を対象とすることとする。

- ・感染症法第 6 条第 7 項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第 6 条第 9 項に規定する「新感染症」で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

また、本行動計画は、特措法第 8 条に規定する市町村行動計画に位置づけるとともに、政府行動計画、県行動計画の改定や新型インフルエンザ等に関する最新の知見等にあわせて、適宜、改定を行うものとする。

さらに、よりきめ細かく的確な対応を行うため、「新型インフルエンザ等対策行動マニュアル」を作成し、本行動計画の具体化を図っていくとともに、出現した新型インフルエンザウイルス等の病原性や感染力等により、臨機に柔軟な対応が可能となるように整備していくこととし、市民・事業者に対しては、本行動計画を積極的に広報し、周知を行うことにより意識の高揚を図っていく。

II 新型インフルエンザ等対策の考え方

1 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、そして本市への侵入も避けられないと考えられる。

病原性⁵が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供体制がそのキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を目指して国・県とともに、対策を講じていくこととする。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の強化・拡充やワクチン製造・流通のための時間を確保すること。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、地域医療の受け入れのキャパシティを超えないようにするとともに、増加する患者について、地域医療の受け入れ体制の拡充・強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられること。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らすこと。

(2) 市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減すること。
- ・市はもとより、市民及び事業者等が感染対策を実施することにより、感染の機会を減少させ、市民の生活や経済の安定に寄与する事業者の欠勤者数を減らすこと。
- ・医療機関及び各事業者の事業継続計画の作成・実施等により、医療提供の継続と、市民の生活及び経済の安定に寄与する業務を維持すること。

⁵ 病原性

新型インフルエンザ等対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

2 基本方針

新型インフルエンザ等対策は、発生前の準備、発生後の予防とまん延防止、適切な医療の提供と社会機能維持に大別される。その目的は上記のとおりであり、社会全体の危機管理として取り組む必要がある。

(1) 社会全体での取り組み

社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、行政、医療機関、企業、学校、市民など社会の構成員それぞれが連携・協力し、新型インフルエンザ等対策に積極的に取り組む。

(2) 自らの健康は自ら守る意識の醸成

新型インフルエンザ等の流行を乗り切るには、市民が自らの健康を守る意識を持ち、正しい知識に基づいて適切に行動することが不可欠であり、平時からの健康づくりが必要である。このため、本市は、市民に対して、十分な栄養と睡眠をとって健康に留意すること、基礎疾患を持っている場合はその治療に努めること、肺炎球菌や季節性インフルエンザ等の各種ワクチンを接種することなど、平素から健康管理についての啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等が発生した際には、適切な感染対策についての積極的な啓発を実施する。

(3) 医学的ハイリスク者（※）への対応の充実

新型インフルエンザ等にり患することで重症化するリスクが高いと考えられる妊婦、小児、高齢者、透析患者など基礎疾患を有する者など、いわゆる「医学的ハイリスク者」への対応を重点的に行う。

※ 基礎疾患を有する者（呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者）及び妊婦、小児、高齢者

3 対策実施にあたっての基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

令和6年7月に改定された政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせ

せてバランスのとれた戦略を目指すこととしている。

市行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとし、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、図表1のとおり、一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権に配慮すること、特に感染の有無、マスクを着けられない人への配慮や、こどもや高齢者等の社会的弱者への配慮、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、県基本的方針を踏まえ市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの換気、手洗い、マスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。令和2年度～から令和5年度の新型コロナウイルス感染症発生時には、県からの情報が得られない時期が長く、対応に苦慮したため、宝塚健康福祉事務所（県保健所）との連携、体制の強化について平時から確認しておく必要がある。

図表1 時期に応じた戦略【政府行動計画第2部第1章第2節】

（対応期は、国・県の基本的対処方針に基づいて対応する）

II 新型インフルエンザ等対策の考え方

時期		戦略
準備期	発生前の段階	水際対策の実施体制構築に係る国との連携、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発への協力と供給体制の整備、市民等に対する啓発や市、事業者による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替える。 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定する。 海外で発生している段階で、市内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、国が行う検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせる。
対応期	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、定期的に観察と評価を行い、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。
	県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応す	国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがっ

<p>る時期</p>	<p>て、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。</p> <p>また、地域の実情等に応じて、市が国及び県と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。</p>
<p>ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</p>	<p>科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。</p>
<p>流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期</p>	<p>新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。</p>

4 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける

対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう図表3のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期（C1）」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C2）」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に 必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

図表2 感染症危機における特措法と感染症法による時期区分の考え方
(イメージ図)

